

嶽麓書院所藏簡《秦律令(壹)》譯注稿 その(四)

「秦代出土文字史料の研究」班

- 佐藤 達郎・章 瀟逸・西 眞輝
- 角谷 常子・宮宅 潔・宗 周太郎
- 安永 知晃

凡例

・本譯注稿は『嶽麓書院藏秦簡(肆)』(上海世紀出版股份有限公司・上海辭書出版社、二〇一五、以下、「嶽麓〔肆〕」と略稱)第二～三組の一部(27～34簡)の譯注である。

・釋文

原則として嶽麓〔肆〕の釋文・配列に従いつつ、圖版に據り訂正すべき釋字は改めた。嶽麓〔肆〕の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたちに改めてあるが、本譯注稿では「＝」という記號により重文符號を示した。文中に書き込まれた鈎型の符號も、「┌」という記號で示してある。複数の簡から成る條文においても、釋文は簡ごとに區切り、各簡の末尾に整理番號、さらに括弧に入れて原簡番號を記した。

その他、釋文中の記號の用法は基本的に前掲書のそれと同じである。

□…簡の斷裂、ただし文字が缺けていないときには用いない。

□…一字不明。

…字跡ならびに文字數不明。

⊠…斷片的な墨跡から判讀した文字。

【…墨跡は見えないが内容から補った文字。

『…文例から補った脱字。

(…通假字、異體字。

〈…誤字。

・注

注釋のなかで、張家山漢簡「二年律令」の條文が参考になる場合は、次の譯注を「二年律令譯注」と呼んでその所説を紹介した。關連史料について、同譯注の參照を指示した箇所もある。

富谷至（編）『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』（朋友書店、二〇〇六）

また注に擧げた用例・參考史料のうち、出土文字史料の出典・引用略號については左記の通り。

睡虎地秦簡：「睡虎地秦簡」の名は省略し、「編年記」「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」「日書甲種」という各グループの呼稱のみを擧げ、簡番號を附した。簡番號は「睡虎地秦墓竹簡」（文物出版社、一九九〇）に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

龍崗秦簡：『龍崗秦簡』（中華書局、二〇〇二）の簡番號に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

里耶秦簡：第五・六・八・九層出土簡は「里耶秦簡」〔壹〕（文物出版社、二〇一三）、同〔貳〕（二〇一七）の釋文、簡番號に據りつつ、一部を『里耶秦簡牘校釋』（第一卷）（武漢大學出版社、二〇一三）、同（第二卷）（武漢大學出版社、二〇一八）に據り改めた。それ以外の出土簡は『湖南出土簡牘選編』（嶽麓書社、二〇一三）に據った。

嶽麓書院所藏簡：『嶽麓書院藏秦簡（壹）』（上海辭書出版社、二〇一〇）は「嶽麓（壹）」とし、同書が使用する整理番號を附した。『嶽麓書院藏秦簡（貳）』以下も同様である。

張家山漢簡：「張家山漢簡」の名は省略し、「二年律令」「奏讞書」という呼稱のみを擧げた。釋文は『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』（文物出版社、二〇〇二）と『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七）とを併せて參照した。

「奏讞書」については簡番號と共に案例番號も附記した。

居延漢簡：居延舊簡については『居延漢簡釋文合校』（文物出版社、一九八七）の簡番號を擧げ、出土地等は省略した。居延新簡は『居延新簡 甲渠候官與第四燧』（文物出版社、一九九〇）の簡番號（EPT、EPF、等）を擧げた。

懸泉置漢簡：『敦煌懸泉漢簡釋粹』（上海古籍出版社、二〇〇二）等で示されている原簡番號を擧げ、かつ同書が便宜的に與えた編號を「粹」というかたちで附記した。

《二五七》《二六一》

司空律曰、有辜以贖及有責（債）於縣官、以其令日①問之、其弗能入及償、以令日居②之、日居八 257 (0330)

【錢】、食縣官者日居六錢③。居官府食縣官者男子參（叁）女子朔（四）④。當居弗居者、贖官⑤畜夫・吏各一甲、丞・令【】 258 (0933)

【史】⑥各一盾。黔首及司寇・隱官⑦・除官人⑧居贖責（債）或病及雨不作、不能自食者⑨、貸食、以平賈（價）⑩、令 259 (0733)

【食居】⑪。爲它縣吏及冗募羣戍卒⑫有贖責（債）爲吏縣及署所⑬者⑭、以令及責（債）券⑮日問其人⑯、能入者、 260 (0735)  
令日入之若移⑰居縣⑱入。弗能入者、以令及責（債）券日居之、如律。移居縣、家弗能入而環（還）⑲者、贖一甲。 261 (175)

【譯】

司空律。罪が有り賞刑・贖刑となつたとき、および官に債務があるときは、令日にその者を問いただし、納入および償還できなければ、令日以降これを返済するために勞役に就け、一日あたり八錢相當を働いて返済したとし、食料を官給される場合は一日あたり六錢相當を返済したとする。官府で返済のために勞役に就き食料を官給される場合は、男子は毎食三分の一斗、女子は毎食四分の一斗とする。返済のために勞役に就くべきであるのに就いていない場合は、官畜夫・吏はそれぞれ贖一甲、丞・令・令史はそれぞれ贖一盾。黔首および司寇・隱官・除官人で居贖償となつたが、病氣や雨が降つたことで勞働できず、食糧を自給できない場合は、食糧を貸與し、平價で取引して、居…させる。他縣の吏および冗募羣戍卒となり、吏となつた縣および配屬部署において贖・贖・償のある場合には、令日および債券の日にその者を問いただし、納入できる場合は、令日に納入するか、もしくは本籍地の縣に移書して納入するかさせる。納入できない場合は、令日および債券の日以降これを返済するために勞役に就けること、律の如くする。本籍地の縣に移書したが、家が納入できずに差し戻された場合は、贖一甲。

【注】

①令日…「令」は命令、指示。結審後に判決の履行を命じることとも「令」と呼ばれた（法律答問60）。後文の「償券日」と考え合わせれば、そのような命令文書に記された、納入・返済の期日が「令日」であろうか。

有罪以贖及有責（償）於公、以其令日問之、其弗能入及贖（償）、以令日居之、日居八錢、公食者、日居六錢。居官府公食者、男子

參、女子貳（四）。（秦律十八種133～134）

廷行事有罪當罍（遷）、已斷已令、未行而死若亡、其所包當詣罍（遷）所。（法律答問60）

七月十日、鄣卒張中功贖買阜布章單衣一領直三百五十三、張君長所。錢約至十二月盡畢已。旁人臨桐史解子房知券□□（居延漢簡262・29）

②居…働いて返済する、返済のために勞役に就く。「居」の原義は

「いる」「その場に留まる」であろうが、法律條文において「贖」「贖」「衣食」などに「居る」という場合は、それらを財貨ではなく、特定の場所で勞役に就くことにより支拂うという意味になる。「居」が文脈によって「返済する」「償う」という意味を持ったことは、『後漢書』に見える「居作」の用例からも窺える。一方、「居」は單に勞役刑徒としての服役を意味する場合もあり、より後代の「居作」の語からは「返済」という要素が失われ、單に勞役を指すのみとなっている。

居贖責（償）者歸田農、種時、治苗時各二旬。司空（秦律十八種144）

學畢、乃牧豕於上林苑中。曾誤遺火延及它舍、鴻乃尋訪燒者、問所去失、悉以豕償之。其主猶以爲少。鴻曰、無它財、願以身居作。主人許之。（後漢書 逸民傳 梁鴻）

隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。…（中略）…嬰兒之母（無）母者各半石、雖有母而與其母冗居公者、亦粟之、禾月半石。（秦律十八種49～52）

應四五歲刑者、皆髡笞、笞至一百、稍行、使各有差、悉不復居作。（晉書 刑法志）

③食縣官者日居六錢・官府から食糧を支給されている場合は、日ごと六錢相當の勞働をしたと見なす。つまり、一日あたりの食糧は二錢ということになる。

④男子參・女子駟〔參〕は參食、「駟」は駟食のことで、それぞれ毎食三分の一斗、四分の一斗の食糧を受け取ることをいう。

一人斗食、一人半食、一人參食、一人駟食、一人駟食、凡五人有米一石□ □欲以食數分之、問各得幾可(何)。曰、斗食者得四斗四升九分升四、半食者得一斗二升九分升二、參食者一斗四升廿七分升廿二、駟食者一斗一升九分升一、駟食者七升。(嶽麓〔貳〕「數」139~140)

斗食、終歲三十六石。參食、終歲二十四石。四食、終歲十八石。五食、終歲十四石四斗。六食、終歲十二石。斗食食五升、參食食參升小半、四食食二升半、五食食二升、六食食一升大半、日再食救死之時、日二升者二十日、日三升者三十日、日四升者四十日、如是而民免於九十日之約矣。(墨子「雜守」)

城旦之垣及它事而勞與垣等者、旦、半夕參、其守署及爲它事者、參食之。其病者、稱議食之令吏主。城旦春、春司寇、白粲操土攻(功)、參食之、不操土攻(功)、以律食之。倉(秦律十八種55~56)

⑤官〔一官〕と「嗇夫」との間には空白がある。

⑥「史」〔一史〕字、および前簡末尾の重文符號は見えないが、整理小組が通例により補うのに従った。

⑦隱官・肉刑を受けた者が赦免されたときの身分。7~9簡注⑫參照。

佐弋隸臣・湯家臣、免爲士五、屬佐弋而亡者、論之比寺車府。內官・中官隸臣妾・白粲以巧及勞免爲士五・庶人・工・工隸隱官而復屬內官・中官者、其或亡(嶽麓〔肆〕7~8)

寺車府・少府・中府・中車府・泰官・御府・特庫・私官隸臣、免爲士五(伍)・隱官、及隸妾以巧及勞免爲庶人、復屬其官者、其或亡盈三月以上而得及自出、耐以爲隸臣妾。(嶽麓〔肆〕33~35)

⑧除官人・原釋は「除官人」だが、字形は「除」に近い。その意味

するところは判然としないものの、本條に後續する272~273簡には「僕」「養」と竝んで「居隱除」が見え、一方で秦律十八種150などでは「僕」「養」と「除有爲」が竝置される。「除官人」がこの「除有爲」と同じであれば、敘任されて用務のある者を指すか。151~153簡注⑦も參照のこと。なお、この場合の「人」は「吏」と對比され、官吏身分を持たない下層の服役者を指す。

居貲贖責(贖)而敢爲人僕・養・守官府及視臣史事若居隱除者、坐日六錢爲盜。(嶽麓〔肆〕272~273)

司寇勿以爲僕・養・守官府及除有爲殿(也)。有上令除之、必復請之。司空(秦律十八種150)

司寇勿以爲僕・養・守官府及除有爲殿(也)。有上令除之、必復請之。(嶽麓〔肆〕271)

自不更以下及都官、及諸除有爲殿(也)、及八更、其院老而皆不直更者、皆爲之。(嶽麓〔肆〕151~152)

宦者・都官吏・都官人有事上爲將、令縣貢(貸)之、輒移其粟縣、粟縣以減其粟。(秦律十八種44)

ただし「除」と釋した文字は左半がはっきり見え、「鞞」である可能性も残る。「鞞官」は穀物を管理する官署で、これに下屬する「鞞都廩丞」が後文にも見える（270簡）。

一 鞞官、居宜陽新城、名曰右鞞官。爲其丞劾印章曰、右鞞官丞、次鞞都廩丞。（里耶秦簡⑧ 1821）

北宮鞞官倍爲軍治粟、少府屬卒史不足（里耶秦簡⑥ 897）

治粟內史、秦官、掌穀貨、有兩丞。景帝後元年更名大農令、武帝太初元年更名大司農。屬官有太倉・均輸・平準・都內・籍田五令丞、鞞官・鐵市兩長丞。…初、鞞官屬少府、中屬主爵、後屬大司農。「如淳曰、鞞音筦、或作幹。幹、主也、主均輸之事、所謂幹鹽鐵而榷酒酤也。晉灼曰、此竹箭幹之官長也。均輸自有令。師古曰、如說近是也。縱作幹讀、當以幹持財貨之事耳、非謂箭幹也。」〔漢書〕百官公卿表

⑨ 不能自食者・居貨贖債のうち、食糧を官給されている者。通常、彼らは食糧支給を受ける代わりに、一日あたりの労働対価が六錢に減額される。たとえ病氣や天候により作業できなくても、彼らは官から食糧を受け取れるが、その場合は対価の減額では對應できないので、食糧を貸與されたという扱いになる。

⑩ 以平價・「平價」は標準價格。III-113 簡注⑦参照。動詞としての「價」は賣買する、取引するの意。この場合は貸與した穀物を標準價格に則って錢に換算し、その額を財物や労働で後日返済させることをいうのであろう。

賈、市也。〔段注、凡買凡賣、皆曰市、賈者凡賣買之稱。〕〔說文解字〕六篇下）

● 令少內某・佐某以市正賈（價）賈、丙丞某前。丙中人、賈（價）若干錢。（封診式39）

● 田律曰、吏歸休・有縣官吏、乘乘馬及縣官乘馬過縣、欲賈芻藁・禾・粟・米及買菽者、縣以朔日平賈（價）受錢。（嶽麓〔肆〕III-112）

⑪ 令食居作・「食」「作」は圖版からは確認できず、文意をつまびらかにしない。

⑫ 冗募羣戍卒・募集に應じて長期間從軍する兵士のこと。「冗」とは輪番ではなく繼續して役務につくこと、またその就役形態を指す語。17-18 簡注④参照。

● 律曰。冗募羣戍卒及居貨贖責（債）戍者及冗佐史・均人史、皆二歲壹歸、取衣用、居家卅日、其父母□（嶽麓〔肆〕278）

● 令曰、吏及宦者・群官官屬・冗募羣戍卒及黔首繇（徭）使・有縣官事、未得歸、其父母・泰父母不死而謾吏曰死以求歸者、完以爲城旦。其妻子及同產・親父母之同產不死而謾吏曰死及父母不病而【謾吏】曰病以求歸、皆遷（遷）之。● 令辛（嶽麓〔伍〕285）

⑬ 冗募羣戍卒百卅三人：（里耶秦簡⑧ 1821+⑧ 334）

冗募歸、辭曰日已備、致未來。不如辭。貨日四月居邊。（秦律雜抄35）

百姓有母及同姓（生）爲隸妾、非適（謫）罪毆（也）而欲爲冗邊五歲、毋賞（償）興日、以免一人爲庶人、許之。● 或贖遷（遷）、欲入錢者、日八錢。司空（秦律十八種151+152）



⑬署所・配屬部署。

●令曰、縣官治獄者、令・丞謹承事、有(又)爲囚毆(繫)者、署所以毆(繫)日月、自擅以數案課獄史、治者以智(知)其(獄麓)(伍)<sup>314</sup>

卅三年四月辛丑朔丙午、司空騰敢言之。陽陵宜居十五(伍)母死有貨餘錢八千六十四。母死戌洞庭郡、不智(知)何縣署。●今爲錢校券一上、謁言洞庭尉、令母死署所縣責、以受陽陵司空、司空不名計。問何縣官計、年爲報。已訾其家、家貧弗能入、乃移戌所報、署主責發。敢言之。…(里耶秦簡⑨二) 病年月日署所、病偷不偷、報名籍候官、如律令。(居延漢簡②・③)

⑭有貨贖債爲吏縣及署所者…吏となつた縣および配屬部署に貨・贖・債のある場合。「於」字はないものの、冒頭の「有責於縣官」と同様に「有十貨など十場所」という構文であると考えて譯出した。ただし貨・贖・債が特定の縣や部署にあることを表現した例はなく、また「於」字が無いことも氣にかかる。別案として「有貨贖債」で切り、「爲吏縣及署所者」は後文の主語として「贖・贖・債」を取り立てる主體であるという可能性も會讀の席上では指摘された。ただし、「吏となつた縣および配屬部署の者が令日に…」という讀みが不自然であるのは否めない。

⑮債券・負債についての券。  
廿六年八月庚戌朔丙子、司空守穆敢言。前日言競陵漢陰狼假邊陵公船一、袤三丈三尺、名曰□、以求故荊積瓦。未歸船。狼屬司馬昌官。謁告昌官、令狼歸船。報曰、狼有速在覆獄已卒史衰・義所。今寫校券一牒上、謁言已卒史衰・義所、問狼船存所。其亡之、爲

責券、移遷陵、弗□□屬。謁報。敢言之。…(里耶秦簡⑧135)

□利責券、效不備木梯一、直(值)錢三。(里耶秦簡⑨1727+⑨2418)

廿六年三月壬午朔癸卯、左公田丁敢言之。佐州里煩故爲公田吏、徙屬。事荅不備、分負各十五石少半斗、直錢三百一十四。煩冗佐署遷陵。今上責校券二、謁告遷陵令官計者定、以錢三百一十四受旬陽左公田錢計、…(里耶秦簡⑧33)

⑯人…原釋は「入」だが、圖版により改めた。

⑰移…本籍地に書を送る、移書する。後文で家のことに言及されているように、家族からの回収を命令する文書を本籍地に送り納付させることもあった。實際に債務者の家に請求した事例が、里耶秦簡にいくつか見える。

十二月戊寅、都府守胥敢言之。遷陵丞臚曰、少内卍言元佐公士熨道西里亭賞三甲、爲錢四千卅二。自言家能入。爲校□□謁告熨道受責。有追、追曰、計廿八年□責亭妻胥亡。胥亡曰、貧、弗能入。謁令亭居署所。上眞書謁環。…(里耶秦簡⑧38+⑧39+⑧40+⑧41)

卅三年四月辛丑朔戊申、司空騰敢言之、陽陵緹陽上造徐有貨錢二千六百八十八。徐戌洞庭郡、不智(知)何縣署。今爲錢券一上、謁言洞庭尉、令署所縣責、以受陽陵司空、司空不名計。問何縣官計付、署計年爲報。已訾其家、家貧弗能入、乃移戌所。報、署主責發。敢言之。…(里耶秦簡⑨6)

⑱居縣…本籍地のある縣。整理小組は居作している縣とするが、

「居」十場所」で本籍地を示す用法もあり、ここでの「居縣」は實際に勤務している「署所」に對して、本籍地を指す。

卅二年、啓陵鄉守夫當坐。上造、居梓潼武昌。今徒爲臨沅司空當夫。時母吏。（里耶秦簡⑧ 145）

宦者、都官吏、都官人有事上爲將、令縣貢（貨）之、輒移其稟縣、稟縣以減其稟。已稟者、移居縣責之。倉（秦律十八種44）

有責（債）於公及賞、贖者居它縣、輒移居縣責之。公有責（債）百姓未賞（債）、亦移其縣、縣賞（債）。金布律（秦律十八種76）

錢三百六十 卅二年九月甲戌朔丁酉、少內殷佐處出稟、家爲占入錢居縣、受償署所、均佐臨邛公卒奇里呂吾卅二年冬夏衣（里耶秦簡② 2301）

①9家弗能入而還…「還」は「差し戻す」の意。債務を納入させるために「居縣」に移書して家族に納入させようとしたが、家にも錢財がなく、差し戻された状況をいう。差し戻す對象が、家族への納入を命令する文書なのか、それともその案件なのかは、ここからは判然としない。

十二月戊寅、都府守胥敢言之。遷陵丞臚曰、少內配言冗佐公士麤道西里亭賞三甲、爲錢四千卅二。自言家能入。爲校□□□謁告麤道受賞。有追、追曰計廿八年□責亭妻胥亡。胥亡曰、貧、弗能入謁令亭居署所。上眞書謁環。□□麤道弗受計。亭讒當論、論。敢言之。（里耶秦簡⑧ 82+⑧ 656+⑧ 665+⑧ 748）

卅三年三月辛未朔戊戌、司空騰敢言之、陽陵下里十五（伍）不識有貨餘錢千七百廿八。不識戍洞庭郡、不智（知）何縣署。今爲錢校券一上、謁言洞庭尉、令署所縣責、以受陽陵司空、司空不名計。問何縣官計付、署計年名爲報。已訾責其家、家貧弗能入。有物故、

弗服。毋聽流辭以環書。道遠。報、署主責發。敢言之。…（里耶秦簡⑨ 8）

…年七十以上告子不孝、必三環之。三環之各不同日而尙告、乃聽之。…（二年律令36）

### 【解説】

賞刑・贖刑に當たる罪を犯した者や國家に債務のある者が、それを財物ではなく労働で支拂う場合の諸規定。冒頭の「有辜女子駟」は、注①に引用した秦律十八種133～134とほぼ一致する。

賞・贖や債務が有る場合には、次條（262～263簡）にあるとおり、本人の財産が算定され、財貨や労働で納付することが求められた。そのうえで、判決の履行を命じる文書や債務についての割り符に書かれた最終的な期日がくると、當事者は問いただされ、支拂えない場合は勞役に就けられた。一日あたりの労働は錢に換算され、その額は食糧を自辨する者と官から受け取る者とで異なつた。期日になり、勞役に就くべき者が就勞していなければ、擔當官吏やその上官が罰せられた。

「黔首」以下は、注⑨に述べたとおり、食糧の官給を選んだ黔首等が、病氣や天候のために就勞できなくなつた場合の規定。作業に就けず、就勞日數にはカウントされない日であっても食糧を受給することはできるが、受け取つた食糧は標準價格によつて錢に換算され、何らかの形で返済が求められた。それは財貨で返済された場合もあれば、次の簡に見えたとおり、労働日數の延長で返済された場合もあつたであろう。

□給日及諸從事縣官・作縣官及當戍故微而老病【作】居縣・坐妬入春、篤貧不能自食、皆食縣官而益展其日以當食、如居賞責

〔債〕。(嶽麓〔肆〕292～293)

ただし200簡冒頭は字跡がはつきりせず、この場合の返済方法については、詳細を知り得ない。

「爲它縣」以下は、當事者が本籍地以外の場所で就労している場合について規定する。通常と同じく、期日がくると最後通牒を受けながら、その際には本人が納入するという方法だけでなく、その日に本籍地へと文書を送り、家族に納入させるといふ道も選擇できた。ただし家族の元に文書を送っても、支拂い不能で差し戻された場合は、虚言を弄したものとされ本人が罰せられた。注⑯に引いた里耶秦簡⑧ 60+⑧ 665+⑧ 665+⑧ 793がまさにそのケースに當てはまり、家族に支拂わせようとした「亭」なる人物は、家族も支拂い不能であったために「諱」(「諷」、欺瞞)の廉で裁かれるべきだとされている。

《二六二～二六三》

諸有贖責(債)者、皆<sup>①</sup>之、能入者令入、貧弗能入、令居之。徒隸不足以給僕・養<sup>②</sup>、以居贖責(債)者給之<sup>③</sup>、令出 262 (1260)  
 □、受錢毋過日八錢、過日八錢者、贖二甲、免。能入而弗令入、亦贖二甲、免。除居贖責(債)以爲僕・養、令出僕入<sup>④</sup>。 263 (1264)

【譯】

およそ贖・贖・債務のある者は、その財産を算定し、納入できる場合は納入させ、貧しくて納入できなければ、これを返済するために勞役に就かせる。徒隸が僕・養に充當するのに足りなければ、居贖責の者を僕・養に充當し、出…させ、受け取る錢は日ごとに八錢

を超えてはならず、日ごとに八錢を超えた場合は、贖二甲とし、免職とする。納入できるにもかかわらず納入させなければ、また贖二甲とし、免職とする。居贖責を敘任して僕・養とするならば、僕として働きに出て納入させる。

【注】

① 皆…はかる、算定する。

其獄法、高爵皆下爵級。(「商君書」境内)

皆能入贖不能、遣詣廷。(里耶秦簡⑧ 196+⑧ 213+⑧ 2013)

已皆責其家、家貧弗能入。(里耶秦簡⑨ 3)

② 僕・養…「僕」は下僕、「養」は炊事係。109～110簡注⑪参照。

③ 以居贖責者給之…居贖責の者を僕・養に充當する。關連する規定は倉律にも見え、隸妾を僕・養とすることは禁じられていたため、僕・養の擔い手は基本的には隸臣か居贖責であった。

●倉律曰、毋以隸妾爲吏僕・養・官【守】府。隸臣少、不足以給僕・養、以居贖責(債)給之、及且令以隸妾爲吏僕・養・官守府、有隸臣、輒代之。倉・廚守府如故。(嶽麓〔肆〕165～166)

④ 令出僕入…居贖責としての持ち場から出し、僕の身分で錢を納入させる。暫く整理小組の解釋に従った。

廿六年八月丙子、遷陵拔・守丞敦狐詣訊般・芻等。辭各如前。

鞠之、成・吏・閒・起・贅・平私令般・芻・嘉出、庸(備)、賈(價)三百、受米一石、臧(贓)直(值)百卅。得成、吏亡、嘉死、審。(里耶秦簡⑧ 1743+⑧ 2015)



一方、「出」「入」が對になる場合は通常「支出・収入」を意味するので、「僕としての収入を出させる」と解釋する案も出たが、これも讀みとしては不自然。そもそも「入」字の下には空白がなく、條文が263簡で終わっているのか、定かでない。もしも「入」で完結するのなら、僕・養としての報酬を官に納めることを言っているに過ぎず、前文と同内容の文章が繰り返されていることになる。263簡に後續する簡が缺けている可能性が高い。

【解説】

まず贖罪・贖罪・負債のある者については、その財産が算定され、支拂い能力の有無が見積もられたことが規定される。こうした財産評價を経て、あらためて「今日」に本人が問いただされ（257簡）、財物で納付するか、さもなければ返済のための労役を始めることになるのだろう。

後半は居贖債が僕・養になった場合の扱いについて規定する。僕・養としての労働は一日八錢に換算され、これは居贖債として働く場合と変わらない（257～261簡）。ただし労働対價として「錢を受ける」というのが、労働で贖罪等を支拂うための帳簿上の計算について言うに過ぎないのか、それとも實際に錢の授受を伴うのか、不明。嶽麓簡には、

隸臣妾及諸當作縣【道】官者、僕・庸爲它作務、其錢財當入縣道官而逋未入去亡者、有（又）坐逋錢財臧、與盜同臧。（嶽麓〔肆〕68～69）

という條文もあり、解釋が難しいが、刑徒が僕として働いた場合、金錢の授受が生じるようにも讀める。一方で、官吏に仕える養は、

倉から借り受けられるものであった。

卅一年後九月庚辰朔□□、啓陵鄉守取敢言之。佐取爲段令史、以乙巳視事。謁令官假養・走。敢言之。…（中略）…十月甲寅、遷陵丞昌謂倉畜夫。以律從事、報之。（里耶秦簡⑨38）

《二六四～二六七》

□<sup>①</sup>不能自衣者、縣官衣之、令居其衣如律然。其日未備<sup>②</sup>而被入錢<sup>③</sup>者、許之。以日當刑<sup>④</sup>而不能自衣食<sup>⑤</sup>者、亦衣食而令居之。官作<sup>⑥</sup>居贖責（債）<sup>⑦</sup>而遠其計所官<sup>⑧</sup>者、盡

八月<sup>⑦</sup>各以其作日及衣數告其計所官、毋過<sup>⑧</sup> 264 (138)

【九月】而齋（畢）到其官。相近者、盡九月而告其計所官、計之其作年<sup>⑨</sup>。黔首爲隸臣・城・旦・司寇・鬼新（薪）妻而內作<sup>⑩</sup> 265 (140)

者、皆勿稟食。黔首有贖責（債）而有一奴若一婢、有一馬若一牛、而欲居者、許之。 266 (139)

【譯】

…衣服を自辨できない場合、官府が衣服を提供し、その衣服の費用を労働によって返済させること律の通りとする。労働日数をまだ満たさないうちに一部分を錢で納入する場合は、これを許す。日々の労働で肉刑を償う者が衣食を自辨できない場合も、また衣食を提供しその費用を労働によって返済させる。官で作業していて、その計所の官が遠い場合、八月が終わったらそれぞれ作業日数と提供された衣服の數量を計所の官に報告し、九月を越えないうちにすべて官に到着させる。その計所の官と近い場合、九月が終わったらその

計所の官に報告し、これをその作業した當該の年度に計上する。黔首が隸臣・城旦・城旦司寇・鬼薪の妻となり、家内労働している場合、いずれも食糧を支給してはならない。黔首に贖・贖・債務があるが、奴一人もしくは婢一人、馬一頭もしくは牛一頭を所有したまま、労働によって返済したい場合は、これを許す。

【注】

①□…整理小組は秦律十八種により「凡」字を補うが、字跡は確認できない。獄籠簡では冒頭に「諸」がくる場合も多い。

②其日未備…その衣服の費用を返済するための作業日数をまだ満たさせていない。

十四年七月辛丑以來、諸居贖責（債）未備而去亡者、坐其未備錢數、與盜同濃。（獄籠〔肆〕66）

③被入錢…「被」は割く、の意。衣服費用を割いてその一部分を錢で納付することか。

被、黏也。从木皮聲。一曰析也。（說文解字）六篇上）

萬石之積及未盈萬石而被（被）出者、毋敢增積。（秦律十八種25、26）

或直（直）廿錢、而被盜之、不盡一具、及盜不直（置）者、以律論。（法律答問26）

④以日當刑…「刑」は肉刑。肉刑に相當する罪を労働によって贖うこと。

公士以下居贖刑罪、死罪者、居於城旦舂、毋赤其衣、勿枸櫨櫟杖。

（秦律十八種134）

⑤官作…官府において作業することか。

●令曰、縣官□□官（？）作、徒隸及徒隸免復屬官作□□徒隸者自一以上及居隱除者、黔首居□（獄籠〔伍〕251）

⑥計所官…ここでは贖刑・贖刑・債務について帳簿を管理する官署。

上其校獄屬所執法、執法各以案臨計、乃相與校之、其計所同執法者、各別上之其曹、曹主者□（獄籠〔肆〕354）

⑦盡八月…「盡某月」は某月が終わる時點、某月末。

隸臣田者、以二月月稟二石半石、到九月盡而止其半石。（秦律十八種51）

卅四年十月以盡四月吏曹

已事筭。（里耶秦簡⑨82）

⑧作年…作業した當該の年度のこと。

⑨内作…家内労働。

●蜀守讞、采鐵長山私使城旦田・舂女爲薑、令内作、解書廷、佐恬等詐薄（簿）爲徒養、疑罪。●廷報、恬爲僞書也。（奏讞書56 案例⑩）

【解説】

居贖贖債などへの衣服の支給や作業日数の報告、さらには奴隸や

牛馬を保有している場合の處遇について規定する。本條文は秦律十八種136～140とほぼ一致する。

●凡不能自衣者、公衣之、令居其衣如律然。其日未備而被入錢者、許之。以日當刑而不能自衣食者、亦衣食而令居之。官作居贖責（債）而遠其計所官者、盡八月各以其作日及衣數告其計所官、毋過九月而贖（畢）到其官、官相紆（近）者、盡九月而告其計所官、計之其作年。百姓有贖責（債）而有一臣若一妾、有一馬若一牛、而欲居者、許。司（秦律十八種136～140）

まず衣服の支給については、次のような関連條文がある。

粟衣者、隸臣・府隸之母（無妻者及城旦、冬人百一十錢、夏五十五錢。其小者冬七十七錢、夏卅三錢。春冬人五十五錢、夏卅四錢。其小者冬卅四錢、夏卅三錢。隸臣妾之老及小不能自衣者、如春衣。●亡不仁其主及官者、衣如隸臣妾。金布（秦律十八種94～96）

諸冗作縣官及徒隸、大男、冬粟布袍表裏七丈・絡絮四斤、絳袴（袴）二丈・絮二斤。（二年律令48）

刑徒の衣服は官給であったが、居贖債は自辨を基本とし、官給を受けた場合にはその費用の分だけさらなる勞役に服した。ただし勞働で支拂い終える前に、一部を錢で納めることも許されていた。

「以日當刑」は居贖債の中でも特に、肉刑に相當する罪を勞働により償還する者について述べられているが、「以日當」という表現は他と異なり、なぜ肉刑を贖う者だけが別に言及されるのかも不明。

「官作」以下は作業日数や衣服代の報告について。居贖債には各自の勞働日数等を記した原本となる記録があり、それを管理している部署が「計所官」だと考えられる。勞働需要に応じて居贖債

が各地に配置され、作業の場を遠方に移していったとしても、その勞働日数等は原本のある場所に集約され、各自が後だけ就勞せねばならないのだが、そこで把握されていたのだろう。當時の會計年度は十月～九月だから、通常は九月末までの勞働日数が集計されて計所官に告げられ、當該年度の帳簿が作成されたが、作業場所と計所官が離れている場合は八月末までで集計は打ち切れ、九月末までにすべての情報が計所官のもとに集められた。

續いて各種刑徒の妻について、その者が家庭内勞働に就いている場合は、食糧自辨であることが述べられる。居贖債とは無關係だが、衣食の支給と關わる内容がここに挿入されているのだろう。

最後に居贖債が奴隸や牛馬を保有している場合について。奴婢等を保有しているならば、それを錢に換えて贖刑・贖刑や負債を納付するのが原則だったが、本人が望むなら奴婢・馬牛を賣却せず、本人の勞役に返済するのがみとめられていた、と暫く解釋した。だが錢での納付が常に優先されていたのかどうか、若干の疑念が残る。むしろ、本人が勞役に就く代わりに奴婢や馬牛を差し出し、その勞働で返済することを許可しているのではないか、という意見も出た。

《二六八～二七〇》

勿令居隱除<sup>①</sup>。一室二人以上居贖責（債）莫視室者、出其一人<sup>②</sup>、令更居之<sup>③</sup>。隸臣妾・城旦舂之司寇<sup>④</sup>・居贖責（債）

268 (0118)

毆（繫）城旦舂<sup>⑤</sup>者<sup>⑥</sup>、勿責衣食。其與城旦舂作者、衣食之如城旦舂人奴婢毆（繫）城旦舂、責衣食縣官、日未【備】<sup>⑦</sup>

269 (0173)

而死者、出其衣食<sup>⑧</sup>。毆（繫）城旦舂食縣官當責者<sup>⑨</sup>、石卅錢。泰匠<sup>⑩</sup>有贖責（債）弗能入、輒移<sup>⑪</sup>官司空<sup>⑫</sup>・榦都廬<sup>⑬</sup>

270 (0080)

【譯】

…隱官・除官人として勤務させてはならない。一家に二人以上の居賃贖債があり、家族を養う者がいなければ、そのうち一人を外して、お互いに交替で勞役につけることとする。隸臣妾・城旦舂之司寇・居賃贖債が繫城旦舂となった場合は、衣服と食料の費用を求めてはならない。城旦舂と共に服役する者には、城旦舂と同じように衣服と食料を支給する。人の奴婢が繫城旦舂となつたら、官府が衣服と食料を貸與し、勞役日数が滿了する前に死んだ場合は、その衣服と食料の費用を帳消しにする。官府で食料の支給を受ける繫城旦舂のうち、費用を求められるのに相當する者には、石ごとに三十錢を求め、泰匠の者が、贖債が有るもの、納入できないときは、そのつど宮司空・榦都廡…に移し…。

【注】

①居隱除…「隱除」は「隱官・除官人」の略。257～261簡注⑧参照。「居隱除」とは、隱官・除官人として、彼らの働くべき場所を勤務することか。

徒隸毆（繫）城旦舂・居賃贖責（債）而敢爲人僕・養・守官府及視臣史事若居隱除者、坐日六錢爲盜。（嶽麓〔肆〕21～23）

它隱除犯令者、坐日六錢爲盜、盜比隸臣不守其所葆職。（嶽麓〔伍〕91）

●令曰、縣官□□官（？）作徒隸及徒隸免復屬官作□□徒隸者自

一以上及居隱除者、黔首居□及諸作官府者、皆日斲薄（簿）之、上其廷、廷日校案次編、月盡爲寂（最）、固臧（藏）、令可案毆（也）。（嶽麓〔伍〕251～252）  
雖有母而與其母冗居公者、亦稟之、禾月半石。（秦律十八種50～51）

夫爲吏居官、妻居家。（秦獻書193 案例②①）  
公士以下居贖刑臯（罪）・死臯（罪）者、居于城旦舂、毋赤其衣、勿拘櫛櫛杖。（秦律十八種134）

將司人而亡、能自捕及親所智（知）爲捕、除毋（無）臯（罪）、已刑者處隱官。（法律答問125）

ただし、本條文の「居」はいずれも返済のために勞役に就くことであり、「居隱除」の「居」のみがこれと相違することになる。「隱除」の解釋を含めて、不明確な點が残る。

②出其一人…同じ家の者のうち一人を返済のための勞役から外し、家に歸らせる。ここでの「出」は、居賃贖債として勤務する場所から、一人の身柄を釋放すること。

論獄【何謂】不直。可（何）謂縱囚。罪當重而端輕之、當輕而端重之、是謂不直。當論而端弗論、及傷其獄、端令不致、論出之、是謂縱囚。（法律答問93）  
傳作倉告（箠）、令舂勿出。（嶽麓〔肆〕25）

③令更居之…交代で勞役に就かせる。家に歸る者と官府に残る者とが輪番で入れ替わり、返済のための勞役に就けられたのである。

封守 鄉某爰書。…即以甲封付某等、與里人更守之、侍（待）令。（封診式8～12）

居賃贖責（債）欲代者、耆弱相當、許之。作務及賈而負責（債）者、不得代。一室二人以上居賃贖責（債）而莫見其室者、出其一人、令相爲兼居之。居賃贖責（債）者、或欲籍（藉）人與並居之、許之、毋除繇（徭）戍。（秦律十八種136～137）

本條文とほぼ同一である秦律十八種136～137では「更居之」が「相爲兼居之」に作られる。同室の者を交互に（「相」）勤務させることを、本條文では「更」と表現しているのだから、一方で「兼」の意味するところが判然としない。ひとまず、歸宅中の者の勞役義務を、残った者が兼任していることと解釋した。

④城旦春之司寇・「城旦春司寇」ともいう。城旦春のうち、他の城旦春を監視（「司寇」）する職務に就けられた者である。50簡注①参照。

⑤繫城旦春・期限を定めて城旦春と同じ勞役に就けられる刑罰。24～28簡注⑧参照。

⑥隸臣妾・城旦春之司寇・居貨贖債繫城旦春者・隸臣妾・城旦春司寇・居貨贖債の三者が、罪を犯し繫城旦春となった場合。

隸臣妾・繫）城旦春、去亡、已奔、未論而自出、當治（答）五十、備數（繫）日。（法律答問132）

隸臣妾・收人亡、盈卒歲、數（繫）城旦春六歲。（二年律令165）  
隸臣數（繫）城旦三人。隸臣居貨五人。（里耶秦簡⑨2289）

一方で、居貨贖債は衣食の自辨が基本であり（257～261簡）、繫城旦春もそうだとすれば、「居貨贖債で繫城旦春となった者」が官給を受けるとは考えにくい。そこで「隸臣妾・城旦春之司寇の二者が、居貨贖債もしくは繫城旦春となった場合」と讀む案も出た。だが、注⑨でも述べるとおり、繫城旦春は自辨が基本なのか、それともそれは特殊だったのか、現有史料からは判断がたい。後文には「人奴婢繫城旦春」とあるので、ここでは

各種の「繫城旦春」の、それぞれの待遇が述べられているものと解釋し、譯出した。

⑦日未備・簡の斷裂により「備」字は存在しないが、圖版からは一文字分の缺落が確認でき、整理小組が睡虎地秦簡に據り補うのに従った。

⑧出其衣食・發生した衣食の費用を帳消しにすること。

官畜夫免、復爲畜夫、而坐其故官以貨賞（償）及有它責（償）、貧窶毋（無）以賞（償）者、稍減其秩・月食以賞（償）之、弗得居、其免殿（也）、令以律居之。官畜夫免、效其官而有未備者、令與其裨官分、如其事。吏坐官以負責（償）、未而死、及有罪以收、挾出其分。其已分而死、及恆作官府以負責（償）、牧將公畜生而殺・亡之、未賞（償）及居之未備而死、皆出之、毋責妻・同居。（秦律十八種82～85）

…死、皆毋（無）父母妻子同居責殿（也）、出之。有等比。（嶽麓〔肆〕288）

⑨繫城旦春食縣官當責者・前文にあるとおり人の奴婢が繫城旦春となった場合、その衣服・食糧はあくまで貸與であり、彼らは「當責者」に該當する。しかし、大多數を占めたであろう黔首の繫城旦春が官給であったのか自辨であったのかは、この一文からは判断できない。

⑩秦匠・大匠。二年律令では宮司空と並んで現れ、兩者の關係性が示唆される。また秦代の陶文・封泥にも「大匠」「宮司空」と



いう官名が見える。

：長信倉、大匠、官（宮）司空：秩各六百石、有丞・尉者半之、田・郷部二百石、司空及衛（衛）官・校長百六十石。（二年律令41）  
將作少府、秦官、掌治宮室、有兩丞・左右中候。景帝中六年更名將作大匠。屬官有石庫・東園主章・左右前後中校七令丞、又主章長丞。武帝太初元年更名東園主章爲木工。成帝陽朔三年省中候及左右前後中校五丞。（漢書）百官公卿表）

⑪移・通常は文書の移送をいい、ここでは居貨贖債となった大匠の工人について、宮司空などに何らかの申告・報告がなされたと考えられる。だが後文を抜き、如何なる理由で、如何なる文書が送られたのかは不明である。

⑫宮司空・前注⑩参照。

⑬榦都廡・整理小組の釋文は「除都廡」に作るが、字形は「除」ではなく、秦簡に散見する「榦」に近く、特に嶽麓（肆）330簡の「榦」とほぼ一致しているため、改釋した。「榦都廡」は榦官に屬する機關で、里耶秦簡にもみえる。259簡注⑦も参照。

一榦官、居宜陽・新城、名曰右榦官。爲其丞劾印章曰右榦官丞、次榦都廡丞。（里耶秦簡⑧ 183r）

【解説】

居貨贖債や繫城旦春の待遇にかかわる諸規定。秦律十八種にほぼ同文の規定が見える。

一室二人以上居貨贖責（債）而莫見其室者、出其一人、令相爲兼居之。（136）（137）

隸臣妾・城旦春之司寇・居貨贖責（債）毆（繫）城旦春者、勿責衣食、其與城旦春作者、衣食之如城旦春。隸臣有妻・妻更及有外妻者、責衣。人奴妾毆（繫）城旦春、責（貸）衣食公、日未備而死者、出其衣食。司空（141）（142）

毆（繫）城旦春、公食當責者、石卅錢。司空（143）  
「一室一人以上」以下は、家族のうち複数の者が居貨贖債となり、残された家族を養う者がいない場合の規定。交替で一人が家に戻る事が許された。

「隸臣妾・城旦春之司寇」以下は、繫城旦春への衣食支給について規定する。注⑥⑨でも述べた本譯注の解釋を、念のために箇條書きしておく。

- ・ 隸臣妾                    + 繫城旦春者
  - ・ 城旦春之司寇           + 繫城旦春者
  - ・ 居貨贖債                + 繫城旦春者
  - ・ 黔首                      + 繫城旦春者
  - ・ 人奴婢                    + 繫城旦春者
- } ……官給  
(不明)

最後に秦匠の者が居貨贖債として勞役に就く場合の規定が記されるが、後續する簡を抜き、詳細は不明である。

《二七一～二七五》

□□□□□□城旦。司寇勿以爲僕・養・守官府①及除有爲②毆（也）。有上令除之、必復請③之。徒隸 271（殘511a2a）  
毆（繫）城旦春・居貨贖責（債）而敢爲人僕・養・守官府及視臣史

事<sup>④</sup>若居隱除者、坐日六錢爲

272 (1430)

盜<sup>⑤</sup>。吏<sup>⑥</sup>令者<sup>⑦</sup>、耐<sup>⑧</sup>。城旦春當將司者廿人、城旦司寇一人將。

毋令居質贖責（償）將城旦春。城旦司寇 273 (1421)

不足以將<sup>⑨</sup>、令隸臣妾將。居質贖責（償）拾日<sup>⑩</sup>・坐辜（罪）人<sup>⑪</sup>以  
作官府<sup>⑫</sup>及當戍故徼有故而作居 274 (1423)

縣者<sup>⑬</sup>歸田農、種時・治苗時・樓（穫）時<sup>⑭</sup>各二旬。 275 (1306)

【譯】

…城旦。司寇を下僕・炊事係・官府の見張り役にしたり、及び敍任して用務を與えたりしてはならない。上級からこれを敍任する命令があれば、必ず改めて指示を請う。徒隸で繫城旦春・居質贖責になつた者が、みだりに人の下僕・炊事係・官府の見張り役となつたり、および臣史の仕事を擔當したり、もしくは隱官・除官人として勤務したりした場合は、日ごとに六錢を盗んだものとして罪に問われる。吏の命令した者は、耐罪にする。城旦春の監督すべき者は、二十人ごとに、城旦司寇一人に監督させる。居質贖責に城旦春の監督をさせてはならない。城旦司寇が監督するのに足りなければ、隸臣妾に監督させる。必要な日數分を完遂するために勞役に就く居質贖責や、罪人に連座して官府で作業する者、および故徼で戍役につくべきところ、理由があつて本籍地で作業する者が、農作業のために歸るときには、種蒔き・苗の世話・收穫の時期にそれぞれ二十日を許す。

【注】

①僕・養・守官府…「僕」は下僕、「養」は炊事係。109～110簡注①參照。「守官府」は「守府」に作ることもあり、官衙の見張り役。

165～166簡注②參照。

●令曰、毋以隸妾及女子居質贖者爲吏僕・養・老・守府、及母敢以女子爲葆（保庸）、令炊養官府・寺舍、不從令、貲二甲、廢丞・令・令史・官嗇夫弗得、貲二甲。●內史倉曹令弟（第）乙六（嶽麓〔伍〕25～26）

②除有爲…何らかの職に任命し、用務を與えること。151～153簡注⑦參照。

③復請…上級機關などからの意見や指示に對し、改めての指示を請うこと。

使者至、發書、扶蘇泣、入內舍、欲自殺。蒙恬止扶蘇曰、陛下居外、未立太子、使臣將三十萬衆守邊、公子爲監、此天下重任也。今一使者來、卽自殺、安知其非詐。請復請、復請而後死、未暮也。使者數趣之。扶蘇爲人仁、謂蒙恬曰、父而賜子死、尙安復請。卽自殺。蒙恬不肯死、使者卽以屬吏、繫於陽周。〔史記 李斯列傳〕太子已立、遣使者以罪賜公子扶蘇・蒙恬死。扶蘇已死、蒙恬疑而復請之。〔史記 蒙恬列傳〕先是、新都侯王莽就國、數年、上以太皇太后故徵莽還京師。莽從弟成都侯王邑爲侍中、矯稱太皇太后指白哀帝、爲莽求特進給事中。哀帝復請之、事發覺。〔師古曰、哀帝反更以此事請於太后、太后本無此言、故矯事發覺也。〕〔漢書 何武傳〕

④視臣史事…「臣史」とは人僕や隸臣などに近い卑賤な身分の史官で、睡虎地秦簡に見える「史隸」と類似するものと推測される。82簡注③參照、また次に引いた嶽麓簡からは、臣史に文字の讀

み書き能力があったことがわかる。「視事」は「仕事する、擔當する」の意味。

●令曰、吏及臣、史有教女子辭（辭）上書即爲書、而受錢財酒肉焉、因反易（易）其言、不用其請（情）實而令其（獄籠〔伍〕308）

諸樂人及工若操繒紅、有技能者皆毋得爲臣史・佐吏書、年不盈六十者毋得守鐘・鼎・守內爲（獄籠〔伍〕316）

甲戌、饗諸北郭、崔子稱疾不視事。（春秋左氏傳）襄公二十五年）  
漢十二年、上從破布歸、疾益甚、愈欲易太子。良諫不聽、因疾不視事。（漢書）張良傳）

⑤坐日六錢爲盜・食糧支給を受ける公務服役者の労働は、一日六錢

に換算された。257～261簡本文及び17～18簡注②参照。繫城旦春・居贖贖となつた徒隸が本来の職務に就かないことは、一日あたり六錢の損害を官に與えたとみなされ、その額に應じて盜罪で處罰されるのだから。

它隱除犯令者、坐日六錢爲盜、盜比隸臣不守其所葆職。吏令者、以請寄人濃論之。（獄籠〔伍〕91）

吏有故當止食、弗止、盡粟出之、論可（何）毆（也）。當坐所贏出爲盜。（法律答問14）

⑥盜、吏・整理小組は「盜二「吏」と釋讀しているが、圖版では簡

の冒頭二文字分の左部がひどく缺けており、判讀が困難である。しかし「坐日六錢爲盜」「吏令者」は獄籠〔伍〕91に見え、右半の墨跡とも矛盾しない。ひとまず整理小組の釋讀に従つた。

它隱除犯令者、坐日六錢爲盜、盜比隸臣不守其所葆職。吏令者、以請寄人濃論之。（獄籠〔伍〕91）

⑦吏令者・吏の命令により違反が発生した場合、命令を下した吏の責任が問われることがある。

它隱除犯令者、坐日六錢爲盜、盜比隸臣不守其所葆職。吏令者、以請寄人濃論之。（獄籠〔伍〕91）

敬問之、吏令徒守器而亡之、徒當獨負。●日足以責、吏弗責、負者死亡、吏代負債。徒守者往戍可（何）。敬訊而負之、不可。其律令云何。謁報。（里耶秦簡⑧ 624）

⑧耐・次の「二年律令」によれば、法律條文に「耐とする」とのみ

ある場合は、庶人ならば耐司寇、司寇であれば耐隸臣妾に當てられた。

有罪當耐、其法不名耐者、庶人以上耐爲司寇、司寇耐爲隸臣妾。隸臣妾及收人有耐罪、毆（繫）城旦春六歲。毆（繫）日未備而復有耐罪、完爲城旦春。城旦春有罪耐以上、黥之。（二年律令90～91）

⑨城旦司寇不足以將・圖版では274簡冒頭の「不」が判讀困難である

が、整理小組が次の睡虎地秦簡に據り「不」と釋讀するのに従つた。

毋令居贖贖責（債）將城旦春。城旦司寇不足以將、令隸臣妾將。（秦律十八種145）

⑩拾日・「拾」は「給」にも通じ、働くべき日數の不足分を完遂す

るために勞役に就くこと。92簡注④・184～185簡注⑦参照。

有贖贖責（債）拾日而身居、其居縣官者、縣節（卽）有繇（徭）戍、其等當得出、令繇（徭）戍、繇（徭）戍已、輒復居。（獄籠〔肆〕250～251）

⑪坐罪人…整理小組は「人」を「入」に作るが、字形は「人」に近い。「坐罪人」は法律答問にも見え、家族の罪に連坐すること。「坐」の目的語は罪状である場合が多いが、「坐隸」「坐伍人」といった事例もある。

●坐人者、一室、盡當坐罪人之謂也。（法律答問20）  
●戸爲同居、坐隸、隸不坐戸謂也（也）。（法律答問22）

吏從事於官府、當坐伍人不當。不當。（法律答問155）

一方で、①法律答問20とは異なり、本條文の文脈では「罪人」は必ずしも家族に限定されず、また②そもそも法律答問20の「當坐罪人」は「罪に坐するに當たるの人」と訓讀すべきである、といった理由から、むしろ原釋どおり「入」と釋す意見も出た。その場合、「坐罪人…」は「罪に坐して收容され…」という意味になる。「坐…入…」という言い回しは嶽麓簡にも見える。

□給日及諸從事縣官・作縣官及當戍故微而老病【作】居縣・坐、姪入春、篤貧不能自食、皆食縣官而益展其日以當食、如居貲責（債）。（嶽麓〔肆〕292～293）

⑫作官府…官署周邊で作業すること、比較的輕微な勞役である。

將上不仁邑里者而縱之、可（何）論。當戍（繫）作如其所縱、以須其得、有爵、作官府。（法律答問63）

吏民亡、盈卒歲、耐、不盈卒歲、戍（繫）城旦春、公士・公士妻以上作官府、皆償亡日。（二年律令57）

廿八年正月辛丑朔丁未、貳春鄉敬敢言之。從人城旦皆非智（知）筓田殿（也）、當可作治縣官府。謁盡令從人作官府及負土・佐甄、而盡遣故佐負土男子田。及乘城卒・諸黔首抵辜（罪）者皆智（知）

筓田、謁上財（裁）自敦遣田者、母令官獨遣田者。謁報。敢言之。今敬正月壬子受徒、弗報。壬子夕、佐黑以來。／除半 □手（里耶秦簡⑨23）

⑬當戍故微有故而作居縣者…「故微」とは秦の統一後、以前の秦と六國との境界を指す呼稱。81簡注②參照。また「居縣」は

「戍」の服役先である「故微」に對し、本籍地を指す。261簡注⑬參照。次の嶽麓簡によると、戍役に就くべき者が老人・病人・女子である場合は、代わりに本籍地で就勞することが認められた。彼らは通常は戍役の對象外であり、犯罪により戍邊刑とされるべき場合も、本籍地で就勞したのだろう。

□給日及諸從事縣官・作縣官及當戍故微而老病【作】居縣・坐姪入春、篤貧不能自食、皆食縣官而益展其日以當食、如居貲責（債）。（嶽麓〔肆〕292～293）

其女子作居縣、以當戍日。（嶽麓〔肆〕377）  
其母勞論而有賜及母勞論・賜者、皆罰戍故微四歲。（嶽麓〔伍〕151）

⑭種時・治苗時・穫時…種時きの時期・苗の世話の時期・收穫の時期。秦律十八種にも類似的の條文が見えるが、「種時・治苗時」

のみあつて「穫時」がない。

夏田爲苗、擇取不孕任者若治苗去不秀實者。（周禮）大司馬注

或者以澍種時繇（徭）黔首而不顧其時、及令所謂春秋試射者、皆必以春秋間時殿（也）。今縣或以黔首急耕・種・治苗時已乃試之、而亦曰春秋試射之令殿（也）、此非明吏所以用黔首殿（也）。（嶽麓〔肆〕367～369）

居貲贖責（債）者歸田農、種（種）時・治苗時、各二旬。（秦律十八

種144

【解説】

刑徒の勞役内容、城旦舂刑徒の監督、および農繁期における刑徒の一時歸休にかかわる諸規定。秦律十八種にはほゞ同文の規定がいくつか見える。

司寇毋以爲僕・養・守官府及除有爲毆(也)。有上令除之、必復請之。司空(150)

毋令居贖責(償)將城旦舂。城旦司寇不足以將、令隸臣妾將。居贖責(償)當與城旦舂作者、及城旦傅堅・城旦舂當將司者、廿人、城旦司寇一人將。司寇不踐、免城旦勞三歲以上者、以爲城旦司寇。司空(145~146)

居贖責(償)者歸田農、種(種)時・治苗時各二旬。(144)

刑徒の勞役内容については、①司寇、および②徒隸のうち罪を重ねて繫城旦舂・居贖責とされた者が就くべきでない作業が擧げられる。①は、特別な指示がある場合を除き、下僕などの職には就けられなかった。司寇は犯罪の取り締まりを本務とするためだろう。一方、②も下僕のほか、書記係や隱官の仕事などには就かなかつた。②がこれらの職務に就かない理由は定かでないが、いずれも比較的輕微な勞役であり、再犯者である②はより重い勞役に就くことになつていたのでないか、という意見も出た。下僕になるのは通常は隸臣で、隸臣が不足すれば居贖責が用いられた。

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕、養。均(秦律十八種113)

●倉律曰、毋以隸妾爲吏僕・養・官【守】府。隸臣少、不足以給僕・養、以居贖責(償)給之、及且令以隸妾爲吏僕・養・官守府、有隸臣、輒代之、倉・廚守府如故。(嶽麓〔肆〕165~166)

各種の刑徒には、それぞれ與えられるべき勞役があり、注⑦などに引いた嶽麓〔伍〕91ではそれが「其の葆する(≡任ずる)所の職」と呼ばれる。

它隱除犯令者、坐日六錢爲盜、盜比隸臣不守其所葆職。吏令者、以請寄人濃論之。(嶽麓〔伍〕91)

續いて、刑徒の勞役内容ともかわる問題として、城旦舂刑徒の監督について規定される。本條文では、監督にはまず城旦司寇があり、その数が足りなければ隸臣妾が動員されることになっている。右に引いた秦律十八種145~146では、司寇が足らなければ服役期間の長い城旦舂が「城旦司寇」にされており、監督に就く者は司寇↓城旦司寇↓隸臣妾の順で選ばれたと推測される。

最後に農繁期の一時歸休について。歸宅が認められるのは比較的輕微な犯罪者(居贖責)や、本籍地付近で就役する者(作居縣者)のようだが、注⑪で述べたとおり、「坐罪人」云々についてはその意味するところが判然としない。ただし、「作官府」は比較的輕微な勞役であり、それに服役する者も一時歸休が認められたのである。

《二七六~二七七》

●索(索)①律②曰、索(索)有脱③不得者、節(卽)後得及自出、  
 ●④訊索(索)時所居、其死罪、吏徒⑤部索(索)⑥弗得者、贖耐。城旦舂到刑罪、贖  
 二甲。耐罪以下、贖一甲。

276 (1354)  
 277 (1314)



【譯】

索律。搜索の際に取り逃がして捕まえられなかった者がおり、もしその者が後に捕らえられたり、および自ら出頭してきたりしたならば、搜索時にその者がいた場所を尋問した上で、その者が死罪であれば、吏・徒の、當該地域を分擔して搜索し捕らえられなかった者は、贖耐とする。その者が城旦舂から刑罪であれば、貲二甲とする。その者が耐罪以下であれば、貲一甲とする。

【注】

①索…搜索する、検査する。

盗出黃金邊關徼、吏、卒徒部主者智（知）而出及弗索、與同罪。

（二年律令76）

吏主若備盜賊・亡人而捕罪人、及索捕罪人、若有告効非亡也、或捕之而非群盜也、皆勿購賞。（二年律令154～155）

制詔相國・御史、諸不幸死、家在關外者、關發索之、不宜。（二年律令50）

秦皇帝大怒、大索天下、求賊甚急、…（『史記』留侯世家）

②索律…整理小組は捕律の秦代の呼稱とする。ちなみに秦律には

「捕盜律」は見える。

●捕盜律曰、捕人相移以受爵者、耐。●求盜勿令送逆爲它、令送逆爲它事者、貲二甲。（秦律雜抄38～39）

③脱…脱漏する、取り逃す。

所求在其縣道官畛中而脱、不得、後發覺、鄉官嗇夫・吏及丞・令・令史主者、皆以論獄失舉人律論之。（嶽麓〔伍〕23～24）

④…整理小組は「提示符號」とするが、詳細は不明。あるいは條件節と、以下の主節とを分ける目印か、「訊」字があるのに引

きずられたための誤記であろうか。

黥妾 爰書。某里公士甲縛詣大女子丙、告曰、某里五大夫乙家吏。丙、乙妾毆（也）。乙使甲曰、丙悍、謁黥劓丙。●訊丙、辭曰、…（後略）…（封診式42～43）

⑤吏徒…吏と徒。里耶秦簡には「吏卒徒隸」などの語も見られる。

群盜殺傷人・賊殺傷人・強盜、卽發縣道、縣道亟爲發吏、足以追捕之、…（二年律令140）

粟吏卒徒隸及日食者、毋□令史、謁遣令史監、毋留當粟者、…（里耶秦簡⑨〔六〇〕）

⑥部索…手分けして搜索する。

上官桀謀反時、廣漢部索「師古曰、部分搜索罪人也」、其殿中廬有索長數尺可以縛人者數千枚、滿一篋緘封、廣漢索不得、它吏往得之。（『漢書』外戚傳上 孝宣許皇后）

【解説】

索律なる律名は胡家草場の律名目録にも見られず（『考古』二〇二〇年第二期）、本條文は現時點で唯一の索律の條文。持ち場を決め、手分けして搜索を行ったものの、犯罪者を取り逃がした場合、その犯罪者の身柄を確保した後、搜索時にいた場所が問われ、その場所を持ち場として擔當していた吏・徒が犯罪者の罪狀に應じて處罰された。

《二七八～二七九》

●□<sup>①</sup>律曰、冗募羣戍卒<sup>②</sup>及居貲贖責(償)戍者及冗佐史<sup>③</sup>・均人史<sup>④</sup>、皆二歲壹歸、取衣用<sup>⑤</sup>、居家卅日。其父母□<sup>⑥</sup> 278 (291) 以歸寧<sup>⑦</sup>、居室卅日外往來、初行<sup>⑧</sup>、日八十里、之署、日行七十里。當歸取衣用、貧、母(無)以歸者、貸<sup>⑨</sup>、日令庸以通<sup>⑩</sup>。 279 (324)

【譯】

□律。冗募羣戍卒、および居貲贖責で戍役に當たる者、および冗佐史・均人史は、いずれも二年に一回、衣類を取りに歸宅し、家にいること三十日とする。その父母が：それによって忌引きで歸宅するときは、家にいる三十日を除いて、往復の行程は、最初の往路は一日八十里、部署に赴く歸路は一日七十里とする。衣類を取りに歸宅すべきところ、貧しくて歸る手立てがない者には貸與し、日々の雇用労働で償還させる。

【注】

①□律・整理小組は□をあるいは「齋」か、とする。「齋」について121簡注②参照。

效公器贏・不備、以齋律論及賞(償)、母齋者乃直(償)之。效(秦律十八種177)

②冗募羣戍卒・募集に應じて長期間従軍する兵士。257～261簡注⑫参照。

③冗佐史・冗佐は常勤の佐。212～214簡注⑪参照。

④均人史・整理小組は、睡虎地秦簡・法律答問に見える「均人」の

佐史とし、佐の字は前を承けて省略したとする。

可(何)謂均人。●宮中主循者殿(也)。(法律答問187)

右の睡虎地秦簡の整理小組注は均||徇とし、『尙書』泰誓の僞孔傳により徇は循に通ず、とするが、均||徇の訓詁は不明。一方で里耶秦簡には「均史」「均佐」が見える。

卅四年正月丁卯朔辛未、遷陵守丞配敢言之。遷陵黔首□

佐均史佐日有泰(大) 祗已備歸、居吏披繇(徭) 使及□

前後書、至今未得其代、居吏少、不足以給事□

吏。謁報、署主吏發。敢言之。

二月丙申朔庚戌、遷陵守丞配敢言之。寫上□

且、令佐信行。□(里耶秦簡⑧197A)

均佐、上造郁郢往春日田□ □(里耶秦簡⑧1977)

錢三百六十。卅二年九月甲戌朔丁酉、少內殷・佐處出粟家爲占

入錢居縣受償署所均、佐・臨邛・公卒・奇里呂吾、卅二年冬夏衣。

(里耶秦簡⑫2301)

有(又) 令獄佐史均、故徼一歲。其故徼縣獄佐史、均、地遠故徼、其

新地縣獄佐史有約日者、奪日、一歲而勿均。●廷已八 □(獄籠

〔伍〕225～226)

其爲士五(伍)・庶人者、處蒼梧、蒼梧守均、處少人所。(獄籠〔伍〕

17)

これらの事例での「均」とは「均處」、すなわち均等に配置す

ること。擴大した領地に官吏を均等に配置すべく、期間を決め

て吏を遠方に「均」しているのが獄籠〔伍〕225～226の規定であ

ろう。そのようにして配置された佐・史が「均佐史」で、本條

文の「均人史」もこの類ではないかという意見も出た。

⑤ 衣用・衣服。里耶秦簡には、官吏や兵士に郷里から「衣用（錢）」が送られている事例が見える。

屯卒・公卒・胸忍・固陽失自言、室遺廿八年衣用、未得。今固陵（里耶秦簡⑧・44）

□□西陽守丞又敢告遷陵丞主。令史曰、令佐莫邪自言、上造

□□遺莫邪衣用錢五百、未到遷陵。問莫邪衣用錢已到

□問之、莫邪衣用未到。西陽已騰書沉陵。敢告主。（正）

□刻、隸妾少以來。／朝半。彼死手。（背）（里耶秦簡⑧・64）

卅年五月戊午朔辛巳、司空守敝敢言之。元戌士五（伍）□

□歸高成免衣用、當傳。謁遣吏傳。謁報。

敢言之。（正）

辛巳旦食時食時、隸臣殷行。武□（背）（里耶秦簡⑧・666+⑧

2006）

⑥ 父母□□…原釋文は□□□□。李瑩波は「父母在」か、とする（《嶽

麓書院藏秦簡（肆）簡0914「父母在」補釋」簡帛網二〇一九年一月二

六日）。「父母」はある程度判讀可能だが、三字目が「在」か否

かは不明。

⑦ 歸寧…忌引きで歸宅する。

● 令曰、吏父母死、已葬（葬）一月、子・同産、旬五日、泰父母

及父母同産死、已葬（葬）、五日之官。（嶽麓（伍）295）

● 令曰、吏及宦者・群官官屬・冗募群戍卒及黔首繇（徭）使・有縣官事、未得歸、其父母・泰父母不死、而謾吏曰死、以求歸者、完以為城旦。其妻子及同産・親父母之同産不死、而謾吏曰死、及父母不病、而【謾吏】曰病、以求歸、皆罷（遷）之。● 令辛

（嶽麓（伍）285～287）

律曰、諸有縣官事、而父母若妻死者、歸寧卅日。大父母・同産、

十五日。（秦讞書180～181 案例②）

父母及妻不幸死者已葬卅日、子・同産産・大父母・大父母之同産

十五日之官。（二年律令37）

律、吏二千石以上告歸歸寧、道不過行在所者、便道之官無辭。

（漢書 馮野王傳注）

⑧ 初行・之署…「初行」は官署から家までの往路、「之署（官）」は

家から官署までの復路。往路より復路の行程が遅いのは、あるいは官に戻る際に家から衣用一式を車載してくるためか。

【●】令曰、吏歲歸休卅日、險道日行八十里、易（易）道百里。諸吏母乘車者、日行八十里、之官行五十里。吏告當行及擇（釋）

歸居家、皆不用此令。● 卒令丙五十一（嶽麓（伍）134～135）

事委輸・傳送、重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。

…（二年律令412）

⑨ 貸…整理小組は「貸日」と句讀し、「居作のための日數を與える」

とする。しかし秦漢簡牘で貸は貸與の意であり、給與の意で用いられる例はない。ここでは「貸」で切り、「日」は「日令…」と下に續くと解釋した。【解説】も参照のこと。

廣既歸郷里、日令家共具設酒食。「師古曰、日日設之也。」（漢書 疏廣傳）

⑩ 逋…逋の意は「租税の納付や徭役などの義務を放置し、逃れること」（68～69簡注⑥）であり、ここで切れるならこのままでは意

味が通じない。整理小組は「補」の書き誤りとし、「令庸以逋(補)」を「歸れない者をして、「作傭」の方式で補償をさせる」と解する。暫くこれに従ったが、秦漢の簡牘で「補」を補償の意に用いる例はない。あるいは次の簡に條文が續く可能性もある。

【解説】

「冗」として長期間勤務する戍卒や下級官吏の、休暇取得に関する規定。彼らは二年に一度、郷里に歸つて新しい衣服を調達することができた。官吏や戍卒の衣服が自辨であったことは里耶秦簡からも見て取れ、そこでは本人が歸郷するのではなく、郷里から衣服やその代金が送られている。

さらに彼らは、親族が死亡した時にも歸郷が許されており、本條文では特に父母が他界した場合について、併せて述べられているようである。

續いて、休暇の期間と往復に要する日数の基準が示された後、貧困により歸郷して衣服を調達できない者への處遇が規定される。ただしこの部分は、注⑨⑩に述べたとおり、解釋が難しい。貧しくて歸れない者には官から金銭などを貸與し、後日償還させるのが自然で、整理小組のいう、一定の日数を「給與」してその間の雇用労働で往復旅費を捻出させるというやり方は、いかにも迂遠であり、しかも本来の労働従事日数を減少させることになる。よって「貸」で句斷してみたが、この句讀だと貸の目的語がなくなり、移動の旅費を貸すのか、あるいはいわずに衣用錢を貸すのか、判然としない。「逋」字の下には空白はなく、條文が次の簡に續く可能性も否定できず、正確な意味は不明とせざるを得ない。

《二八〇》

●田律曰、黔首居田舍者毋敢醢(醢)酒、有不從令者遷(遷)之、田嗇夫・士吏・部弗得、貲二甲。●第乙。 280 (0994)

【譯】

●田律。民で城邑外の宿舎に居る者は、酒を賣ってはならない。令に従わない者がいれば遷刑とする。田嗇夫・士吏・所轄や擔當の官吏が捕まえられなかったならば、貲二甲。●第乙。

【注】

①第乙…干支によって付けられた律・令の篇名の一つ。田律中の、第二篇の意であろう。ただしこれが固定されたものではないことは、390簡からうかがえる。干支による篇名は令に多く見えるが、律についても事例はある。

☐第甲・戊・己・庚四篇。(嶽麓〔伍〕99)

■廷内史郡二千【石】官共令。●第庚。●今壬。(嶽麓〔伍〕98)

●令曰、上事、散書、取急用者上、勿謂刺。不從令、貲一甲。●

卒令乙廿三(嶽麓〔伍〕105)

●尉郡卒令第七十六。(嶽麓〔伍〕145)

●内史旁金布令第九。(嶽麓〔伍〕262)

徒操券書而亡之、吏與徒同論。●雜律甲(嶽麓〔陸〕266)

【解説】

本條文は、115簡とほぼ同じ内容である。

黔首居田舍者毋敢醢(醢)酒、不從令者遷(遷)之、田嗇

夫・吏・吏部弗得、貲各二甲、丞・令・令史、各一甲。（嶽麓〔肆〕115）  
 本條文では冒頭に「田律曰」、末尾に「●第乙」と記され、律名・篇名が明示されている一方で、丞・令・令史への科罰規定が脱落している。115簡の【解説】で述べたとおり、睡虎地秦簡にも同じ條文（秦律十八種12）が見える。

《二八一〜二八二》  
 興律曰、諸書求報<sup>①</sup>者、皆告、令署某曹發<sup>②</sup>。弗告曹<sup>③</sup>、報者署報書中某手<sup>④</sup>。告而弗署、而環<sup>⑤</sup>及弗告<sup>⑥</sup>、及不署手、貲各一甲。  
 281 (0798)  
 282 (0794)

【譯】

興律。およそ文書を送って回答を求める場合は、いずれも通告して、「某曹が開封せよ」と記させる。曹を通告していなければ、回答する者は回答文書中に受け取った文書の書記者を記す。通告したのに記さなかった、記したけれども差し戻された、および通告しなかった、および書記者を記さなかった場合は、いずれも貲一甲とする。

【注】

①求報…回答を求めること。

☑倉書求報未報。（里耶秦簡⑥ 536）

②令署某曹發…「某曹が開封せよ」と記させる。「某曹發」は宛名簡

に記される開封者指定の文言。送付される文書中に「〃發と署せ」として、豫め返送先を明記してある事例も里耶秦簡中に多く見られる。

廷主戸發（里耶秦簡⑧ 156）  
 廷戸曹發（里耶秦簡⑧ 263）  
 四月丙午朔癸丑、遷陵守丞色、下少内、謹案致之、書到言、署金布發、它如律令。（里耶秦簡⑧ 156）  
 六月庚子朔壬子、遷陵守丞有、敢告閭中丞主、移爲報、署主倉發、敢告主。（里耶秦簡⑨ 2314）

③弗告曹…文書を送る側が、相手に返信先の曹名を通告しなかったことをいう。その場合、受け取った文書の書寫責任者（「某手」の某の名が返信の宛先とされたというのが、續く「報者署報書中某手」の意味するところであろう（青木俊介「嶽麓秦簡「興律」の開封者通知に関する規定」<http://www.aaruts.ac.jp/users/Enina/note/note.html>参照）。里耶秦簡には、宛名簡に官吏の個人名が記された事例も見える。

令佐卻發（里耶秦簡⑧ 1317）  
 一方で、規定とそれに違反した場合の罰則とからなる構文の、規定内容を述べた部分の途中で、「弗告曹」という違反行為が挿入され、それへの處置が記されるのは條文の流れとして自然である。また「告曹（非官署名）」は通常「〃に通告する」と讀まれるべきで、「（回答文書に宛先として記すべき）曹名を通告する」と解するのはやや難しい。

「弗告曹」の前後にはし字符號が付けられ、整理小組はこれを「強調符號」だとするが、會讀の席上ではこれは「弗告曹」



が衍字であることを示すものではないか、という意見も出た。その場合、本条文は(1) 文書送付者が返信先を明記することと(2) 返信者が書寫責任者を返信に明記することを規定したもので、「告而弗署」以下がこれに違反したときの罰則となる。

④手…書寫する。里耶秦簡では文書の末尾に「某手」と記され、書寫責任者が明示される。

卅二年三月丁丑朔朔日、遷陵丞昌敢言之、令曰、上葆繕牛車簿、恒會四月朔日泰守府。●問之、遷陵毋當令者、敢言之。(正) 三月丁丑水十一刻刻下二、都郵人□行 尙手(背)(里耶秦簡⑧⑨)

⑤環…差し戻す。257～261簡注⑩参照。

【解説】

文書を送り、それに對する回答を求める場合の、回答文書の宛先の指示や、宛先の記入をめぐる違反行為への科罰規定。規定と罰則との関係は、ひとまず右のように整理できる。

A 發信者・回答者の行うべきこと

發信者…返信先の曹名を通告する(①)。

回答者…指定された曹名を宛先として記入する(②)。曹名の指定がなければ、受け取った文書の書寫責任者を宛先とする(③)。

B 罰則規定

①への違反…「弗告」

②への違反…「告而弗署」

③への違反…「不署手」

十宛先を記入したが、何らかの理由で差し戻される…「署而環」一方で、やや文意が錯綜しており、L字符號の挿入が多いこととも相俟って、この条文は複數の規定を無理矢理にまとめたものではないかという印象を受ける。注③で述べたような、脱字・衍字が疑われる所以である。注③の或説に従うなら、本条文の日本語譯は次のとおり。

興律。およそ文書で回答を求める場合は、必ず通告して「某曹が開封せよ」と記させる。回答する者は回答文書中「某が書いた」と記す。通告したのに記さず、記しても差し戻された、あるいは通告しなかった、あるいは書記者を記さなかった場合は、いずれも賞一甲とする。

《二八三》

□□①下縣道宣而弗治②、毆(繫)人而弗治③、盈五日、賞一盾。過五日到十日、賞一甲。過十日到廿日、賞二甲、後有盈十日、輒駕(加)一甲④。

283 (114)

【譯】

…縣道の官に下されても取り調べないことや、人を拘禁して取り調べないことが五日に到れば、賞一盾。五日をこえて十日に到れば、賞一甲。十日をこえて二十日に到れば、賞二甲。その後は十日ごとに、そのつど一甲を加える。

【注】

①□□…残った墨跡からして「書」字ではないかという意見が出た。

その場合「治」は取り調べではなく、文書の處理を意味することになる。

書下官、官當遣徒而留弗遣、留盈一日、官畜夫・吏主者、貲各一甲、丞・令・令史貲各一盾。（嶽麓〔陸〕230～231）

②弗治…

下廷尉考、會赦、不治。（『漢書』景十三王傳 江都易王非）

③治…整理小組の釋讀に暫く従った。ただし、墨跡が薄いものの、上の「治」字とは字體がやや異なり、「訊」のようにも見える。

訊者七人。其一人毆（繫）、六人不毆（繫）。（秦獻書160 案例⑬）

④盈五日、貲一盾…輒加一甲…この超過日數ごとの處罰は238～239簡と同じである。

【…及書已具】留弗行、盈五日、貲一盾。五日到十日、貲一甲。過十日到廿日、貲二甲。後有盈十日、輒駕（加）一甲。（嶽麓〔肆〕238～239）

【解説】

簡の上部を缺き、條文全體の内容ははっきりしない。「繫人而弗治」以下は、被疑者等を拘留しながら取調を行わなかった場合の科罰規定であり、停滞した日數に應じて刑罰に當てられた。従つて「下縣道官而不治」も裁判手續の滯留を言っている可能性がまず考えられるが、具體的に何が起點になり、どのような手續が遅れているのか、判然としない。注①に述べたような可能性も考えられる。なお、取調の長期化——「獄久」——が問題となっていたこと

は、嶽麓簡からもうかがい知れる。

●制詔御史。聞獄多留或至數歲不決、令無辜者久毆（繫）而有

辜者久留、甚不善。其舉留獄上之。（嶽麓〔伍〕59～60）

●舉人久毆（繫）留不決、大費毆（也）。（嶽麓〔伍〕78）

《二八四～二八七》

黔首居貲贖責（債）、其父母妻子同【居貲責】 284 (0528)

許之。不可貲（貸）<sup>②</sup>、令自衣食、亦【許】。隸臣妾老<sup>③</sup>・病・

攀<sup>④</sup>・母疣<sup>⑤</sup>・皖<sup>⑥</sup>・母（無）頼<sup>⑦</sup>、縣官 285 (0527) (1)

爲隸臣妾而皆老・母（無）頼、縣官 286 (0527-1)

皆勿令回<sup>⑧</sup>費日<sup>⑨</sup>、以便母（無）病黔首爲故<sup>⑩</sup>。不從令者、貲丞・

令・史<sup>⑪</sup>・執・灋・丞・卒史各二甲。 287 (0019)

【譯】

黔首が居貲贖債となり、その父母・妻子や同居する者に債務が……。

…これを許可する。貸すことができず、衣食を自辨させる場合も、また許可する。隸臣妾のうち年老いた者、病氣である者、關節に障礙がある者、イボのある者、目に障礙のある者、作業する能力が無い者は、官府……。

…隸臣妾となつたが、いずれも年老いていたり、作業する能力がなく、官府……。

…いずれも回り道をさせて日時を空費してはならず、病氣ではない黔首に便宜を圖ることを旨とする。令に従わない場合は、丞・令・令史・執灋・執灋丞・卒史はそれぞれ貲二甲。

【注】

①父母妻子同居・「父母妻子の同居する者」と取れる用例もあるが、

ここでは父母妻子および同居することと解釋した。

官畜夫免、復爲畜夫、而坐其故官以賞賞(償) 及有它責(償)、貧  
 窶母(無) 以賞(償) 者、稍減其秩、月食以賞(償) 之、弗得居、  
 其免殿(也)、令以律居之。官畜夫免、效其官而有不備者、令與  
 其裨官分、如其事。吏坐官以負責(償)、未而死、及有辜(罪) 以  
 收、挾出其分。其已分而死、及恆作官府以負責(償)、牧將公畜  
 生而殺・亡之、未賞(償) 及居之未備而死、皆出之、母責妻・同  
 居。 金布(秦律十八種82) 85)

吏所以治民也、能盡其治則民賴之、故重其祿、所以爲民也。今吏  
 六百石以上父母妻子與同居、及故吏嘗佩將軍都尉印將兵及佩二千  
 石官印者、家唯給軍賦、他無有所與。(漢書) 惠帝紀)

②賞・整理小組は「賞」に讀むが、圖版を見るかぎり左上に縦線が  
 無く、賞には讀めない。假に「賞(貸)」と釋すものの、意味  
 するところはよくわからない。

③老・老人と認定される者。一定の基準があるのだろうか、秦代に  
 おける基準は判然としない。

大夫以上年五十八、不更六十二、簪裹六十三、上造六十四、公士  
 六十五、公卒以下六十六、皆爲免老。不更年五十八、簪裹五十九  
 上造六十、公士六十一、公卒・士五(伍)六十二、皆爲皖老。(二年  
 律令356) 357)

隸臣妾・城旦・城旦舂司寇・鬼薪・白粲及毆(繫) 城旦舂老・瘠  
 (癯) 病・母(無) 賴不能作者、遣就食。蜀守(獄籠(肆) 358)

④攀・關節が曲がった状態。

唐舉孰視而笑曰、先生曷鼻、巨肩、魍顏、蹙鬪、膝攀、[集解、攀、  
 兩膝曲也。…索隱、謂兩膝又攀曲也]。吾聞聖人相、殆先生乎。  
 (史記) 蔡澤列傳)

彪見漢祚將終、遂稱腳攀、不復行、積十年。(後漢書) 楊震傳)

董充。迺三月癸巳、病攀、右脛雍種。 (居延漢簡EPT23:14)

⑤母疣・疣はイボのこと。整理小組は「母」を衍字ではないかとす  
 る。これに従った。

尤(疣)。取徹蒲席若籍之弱(弱)、繩之、卽燔其末、以久(灸)  
 尤(疣) 末、熱、卽拔尤(疣) 去之。(馬王堆帛書 五十二病方)

⑥皖・不詳。字跡も右半が全く見えない。何らかの目の障碍を指す  
 ものか。

⑦母賴・作業する能力が無いこと、もしくはそうした人間の總稱。  
 文帝曰、吏不當若是邪。尉無賴。乃詔釋之拜畜夫爲上林令。[集  
 解、張晏曰、才無可恃。] (史記) 張釋之馮唐列傳)

隸臣妾・城旦・城旦舂司寇・鬼薪・白粲及毆(繫) 城旦舂老・瘠  
 (癯) 病・母(無) 賴不能作者、遣就食。蜀守(獄籠(肆) 358)

●東郡守言、東郡多食、食賤、徒隸老・瘠(癯) 病・母(無) 賴、  
 縣官當就食者、請止、勿遣就食。它有等比。●制曰可。(獄籠  
 (肆) 360)

⑦回・回り道、迂回。167) 168簡注(2) 參照。

當行市中者、回、勿行。(秦律十八種147) 148)

⑧費日・日時を空費すること。244～247簡注⑩参照。

⑩以便無病黔首爲故・整理小組の句讀を大きく改めた。「以爲故」という句形は嶽麓簡にも見える。

以漢有賊臣錯、無功天下、侵奪諸侯之地、使吏劾繫訊治、以侵辱之爲故。孟康曰、故、事也。師古曰、言專以侵辱諸侯爲事業。」  
〔漢書〕吳王濞傳

謹爲職（讖）別異・異臧（藏）、以絜（潔）請（清）爲故。（嶽麓〔陸〕97）

⑪令・史・整理小組は「令史」と釋讀するが、令と史の間に空間があり、墨跡は見えないものの、他例からして「令」字の下に重文符號があつたと想定される。

黔首居田舍者毋敢醢（醢）酒、不從令者遷（遷）之、田嗇夫・吏・吏部弗得、貲各二甲、丞・令・令史、各一甲。（嶽麓〔肆〕115）

【解説】

整理小組はこの四簡が一つの條文を構成すると見なしているようで、確かに285・286簡には「隸臣妾」「老」「無賴」など、共通する術語が現れる。だが先頭に置かれる284簡は後續する簡との関連性が弱く、出土位置の近い簡が暫定的に配置されている印象を受ける。それ以外の簡の前後関係も、斷簡のために確とせず、暫く一簡ごとにと譯出した。

285・286簡は、様々な理由で通常の作業に就けない隸臣妾に關わる規定のようである。注⑦に引いた嶽麓簡が述べるとおり、勞役に耐

えられない刑徒が蜀に送られることもあつたらしいので、287簡が286簡に接續するなら、そうした刑徒の移送に時間を取られて、一般民に不便を強いることがないよう命じている條文かと推測される。蜀への移送は郡を越えたものになるので、執法や卒史が科罰對象となつているのにも符合する。

《二八八》

死、皆毋（無）父母妻子同居責毆（也）<sup>①</sup>、出<sup>②</sup>之。有等比<sup>③</sup>。

288 (0357)

【譯】

…死亡し、いずれも父母・妻子や同居している者のなかに債務を負う者がいなければ、これを帳消しにする。類似の事例があれば、同様にする。

【注】

①皆無父母妻子同居責也…故人の債務を負うべき親族がまったくいない場合を指す、條件節として譯出した。しかし、「皆無也」という句形が條件節として使用されることが法文中にはほとんど無く、「いずれも」が責めらるることなく」と譯すべきではないかとの案も出た。

②出…債務や費用を帳消しにすること。268～270簡注⑧参照。

③有等比…它有等比とも。「等有らば比せ」、すなわち類似の事案

〔Ⅱ等〕が生じた場合は、本條文を適用すべきことを指示する定型句であろう。

鬻園・宜深有斗食畜夫・史各一人、毋與相襍稍廩月食者。賣番息子所以爲□□物及它當賣買者、令相監、毋（無）律令。議、令鬻園・宜深畜夫若史相襍監、坐如監令史、它有等比。（嶽麓〔肆〕<sup>341</sup>）

●東郡守言、東郡多食、食賤、徒隸老・瘠（癯）病・毋（無）賴、縣官當就食者、請止、勿遺就食。它有等比。●制曰可。（嶽麓〔肆〕<sup>360</sup>）

其爲士五（伍）・庶人者、處蒼梧、蒼梧守均處少人所、疑亡者、戒（械）膠致桎傳之、其夫妻子欲與、皆許之。有等比。（嶽麓〔伍〕<sup>17</sup>）

●令曰、段（假）廷史・諸傳（使）有縣官事給段（也）、其出縣盼（界）者、令乘傳（使）馬、它有等段（也）。卒史・屬・園〔伍〕乘比段（假）廷史・卒史覆獄乘傳（使）馬者、它有等比。（嶽麓〔伍〕<sup>263</sup>）

●泰山守言、…丞相議、年未盈八歲者令寄長其父母・親所、盈八歲輒輸之如令。琅邪（琊）郡比。●十三〔嶽麓〕〔伍〕<sup>73</sup>）

●魚（漁）陽外廩□賃□□□以其故懷、疑它縣官有等。（嶽麓〔肆〕<sup>305</sup>）

【解説】

整理小組は287簡と288簡との間に缺簡を想定する。287簡の下部には空白があるので、條文は287簡でいったん終わり、本簡はそれとは別の條文の末尾なのであろう。

先行する簡を抜き、正確な内容は不明だが、死亡者の債務を遺族

から取り立てず、帳消しにするケースについて規定する條文らしい。ここではひとまず、注①で述べたとおり、債務を肩代わりできる親族がいなければ、死者の債務は消滅すると解釋した。一方で、前條の注①に引いた秦律十八種82～85のように、たとえ遺族がいても、死者の債務が引き継がれないケースも存在する。むしろ引き継がれないのが原則であり、「皆無父母妻子同居責也」は「いずれも親族から取り立てられることはなく」という前提を述べているのではないかと、との別案が出た所以である。

《二八九》

■泰上皇<sup>①</sup>元年以前、隸臣妾及□□□□□

289 (0479)

【譯】

泰上皇元年以前に、隸臣妾及び……。

【注】

①泰上皇…秦莊襄王のこと。

莊王爲泰上皇。（里耶秦簡⑧ 461）

追尊莊襄王爲太上皇。（『史記』始皇本紀）

【解説】

「泰上皇」の呼稱は嶽麓簡に他にも見える（嶽麓〔肆〕<sup>325</sup>、<sup>329</sup>）。條文の書寫年代を推定する上で貴重な手がかりである。



《二九〇～二九一》

責（債）及司寇踐更<sup>①</sup>者不足、乃遣城旦・鬼薪有□<sup>②</sup>不疑亡者<sup>③</sup>。遣之不如令、或□殺及□□□□□<sup>④</sup>。 290 (0326)  
而吏主遣者、貲各二甲、丞・令・史各一甲。 291 (0324)

【譯】

…債および司寇で輪番に当たっている者が不足すれば、城旦や鬼薪で…があつて逃亡の恐れがない者を派遣する。これらの者を派遣するに当たつて令の通りにしない、或いは…殺し、および…派遣を擔當した吏はそれぞれ貲二甲、丞・令・令史はそれぞれ貲一甲。

【注】

①踐更…輪番交代で役務に就くこと。17～18簡注④参照。

②□…右側は「重」のように見える。

③不疑亡者…逃亡の恐れが無い者。

母得免赦、皆盜戒（械）膠致桎傳之。其爲士五（伍）・庶人者、處蒼梧、蒼梧守均處少人所、疑亡者、戒（械）膠致桎傳之、其夫妻子欲與、皆許之。有等比。（嶽麓〔伍〕17～18）

【解説】

整理小組は290簡の前に缺簡を想定する。290簡と291簡は出土位置が近く、「遣」字が兩者に見えることから、接續する可能性は確かに考えられる。内容は、何らかの用務に派遣する刑徒の優先順位に關するものようだが、290簡の下半は字跡もはっきりせず、詳細は不

明。

《二九二～二九三》

□<sup>①</sup>給日<sup>②</sup>及諸從事<sup>③</sup>縣官・作<sup>④</sup>縣官、及當戍故徼<sup>⑤</sup>而老病【作】居縣<sup>⑥</sup>、坐妬<sup>⑦</sup>入春<sup>⑧</sup>、篤貧不能自食、皆食縣官而益展<sup>⑨</sup>其日以當食、如居貲責（債）。 292 (744)  
293 (0705)

【譯】

…決められた日數分の勞役を行つたり、およそ官府で職務に就いたり、官府で作業に就いたり、故徼で戍役に就くべきところ、老病であつて本籍地で勞働していたり、嫉妬深いという廉で穀物の脱穀に従事したりしている者が、非常に貧しくて食糧を自辨できないときは、いづれも食糧が官給され、食糧を供給した期間に應じて勞働期間を延長すること、居貲債と同様にする。

【注】

①□…整理小組は「諸」とするが、字跡はほとんど見えない。文脈のうえでも「諸…及諸…」と「諸」字が繰り返されるのは自然である。

②給日…決められた日數分の勞役を行うこと。拾日と通じるものか。拾日については184～185簡注⑦参照。

●戍律曰、戍者月更。君子守官四旬以上爲除戍一更。遣戍、同居毋竝行。不從律、貲二甲。戍在署、父母・妻死、遣歸葬。告縣、縣令拾日。繇（徭）發、親父母・泰父母・妻・子死、遣歸葬。已

葬、輒聶（躡）以平其繇（徭）。（嶽麓〔肆〕184～185）

有貨贖責（債）拾日而身居、其居縣官者、縣節（卽）有繇（徭）

戍、其等當得出、令繇（徭）戍。繇（徭）戍已、輒復居。（嶽麓

〔肆〕250～251）

弗與從給其事一日、取（里耶秦簡⑧169f）

去徒食、弗與從、給其事二日。它如告。（里耶秦簡⑧169g）

②従事・職務に就くこと。刑徒などに限らず、官吏が官府で職務を  
行うことも含む。

隸臣妾其従事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不従事、勿稟。

（秦律十八種49）

吏従事于官府、當坐伍人不當。不當。（法律答問15）

③作・勞役に就くこと。整理小組は居作のこととするが、居作の意  
味では「居」が使用されることが多い。「作」は「従事」と比  
べ、より肉體労働の意味合いが強いものか。

隸臣妾其従事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不従事、勿稟。

小城旦、隸臣作者、月禾一石半石、未能作者、月禾一石。（秦律十  
八種49）

隸臣妾及諸當作縣【道】官者・僕・庸、爲它作務、其錢財當入縣

道官而逋未入去亡者、有（又）坐逋錢財贓、與盜同澆。（嶽麓〔肆〕

68～69）

吏民亡、盈卒歲、耐、不盈卒歲、毆（繫）城旦舂、公士・公士妻

以上作官府、皆償亡日。（二年律令15）

④當戍故傲而老病【作】居縣・統一以前の秦と六國の境界である故

傲における戍役が、居縣での労働によって代替されることは21  
～275簡注⑬を参照。またこの簡を参考に、「居縣」の前に「作」  
一字を脱字として補った。

居貨贖責（債）拾日・坐辜（罪）人以作官府及當戍故傲有故而作

居縣者歸田農、種時・治苗時・穫（穫）時各二旬。（嶽麓〔肆〕274

～275）

⑥坐妬・嫉妬が高じて罪を犯すことか。あるいは、嫉妬すること自  
體が咎められ、苦役に就けられる場合もあったのかもしれない。

だが、嫉妬深いことは女性を離縁する理由とはされるものの、  
それ自體を犯罪とした例はこれまでのところ見られない。

初、叔向之母妒叔虎之母美而不使、其子皆諫其母。（春秋左氏傳

襄公二十一年）

項羽妒賢嫉能、有功者害之、賢者疑之、戰勝而不予人功、得地而

不予人利、此所以失天下也。（『史記』高祖本紀）

女無美惡、入室見妒、士無賢不肖、入朝見嫉。（『史記』外戚列傳）

⑦入春・穀物脱穀の勞役に従事すること。この「春」は勞役刑名で  
はなく、作業名であろう。24～28簡には「春せしめて出す勿

れ」とあり、こちらの「春」も作業名である。いずれも「出

「人」という動作を伴い、特定の作業場で罰労働に就ける措置

かと思わせる。

■亡不仁邑里・官、毋以智（知）何人毆（也）、中縣道官詣咸陽、  
郡【縣】道詣其郡都縣、皆毆城旦舂、傳作倉告（奪）、令舂勿出、  
將司之如城旦舂。其小年未盈十四歲者、傳作、事之如隸臣妾然。  
令人智（知）其所、爲人識、而以律論之。其奴婢之母罪者毆（也）、

黥其難（顔）頰、畀其主。咸陽及郡都縣恆以計時上不仁邑里及官者數獄屬所執濃、縣道官別之、且令都吏時覆治之、以論失者。覆治之而即言請（情）者、以自出律論之。（嶽麓〔肆〕24～28）

⑧益展・日時を延長すること。官給された食糧を錢に換算し、それを労働で償還すべく勞役日数が延長されたのであろう。

令冬月益展一月、足吾事矣。（史記）酷吏列傳

廿八年七月戊戌朔癸卯、尉守竊敢之。洞庭尉遣巫居貸公卒安成徐署遷陵。今徐以壬寅事、謁令倉貪食、移尉以展約日。敢言之。七月癸卯、遷陵守丞臚之告倉主、以律令從事。逐手。即徐□入□（里耶秦簡⑧1533）

應（應）令及書所問且弗應（應）、弗應（應）而云當坐之狀何如。其謹按（案）致、更上、奏史展薄（簿）留日、毋騰卻它。（里耶秦簡⑧1564）

【解説】

さまざまな形で勞役に就けられる者は、貧困のために食糧を自辨できない場合には官給を受けられるものの、受給額に應じて勞役期間が延長され、その勞役により官給分を償還する必要があった。居賃贖債と同様に、一日の勞働が八錢（給食を受ける場合は六錢）に換算され（秦律十八種133～140、嶽麓〔肆〕257～258）、返済に必要な日数だけ餘計に勞役に就けられたのであろう。

條文の冒頭には、さまざまな勞役従事者が列擧されているのだから、「給日」「從事」「作」の意味内容に如何なる差異があるのか、はつきりしない。整理小組は冒頭の一字を「諸」とするものの、注①に述べたとおりこの釋字には問題がある。この簡に先行する簡が

失われており、そのために條文の意味内容がはつきりしないのかも  
しれない。

《二九四》

□居賃贖①購賞②□

294 (0099-2)

【譯】

…勞役によって賃や贖を支拂ったり、購賞…

【注】

①居賃贖…「居」は働いて返済すること。257～261簡注②参照。「居賃贖」とは勞役により賃・贖を支拂うこと。

②購賞…賞金、ほうび。

●制詔丞相・御史。兵事畢矣。諸當得購賞・贖責（債）者、令縣皆亟予之。（嶽麓〔肆〕308）

非群盜也、皆勿購賞。捕罪人弗當、以得購賞、而移予它人、及詐僞、皆以取購賞者坐臧（贓）爲盜。（二年律令155）

敝到膠東、明設購賞、開羣盜令相捕斬除罪。（漢書）張敞傳

【解説】

本簡は前後の簡とは異なる束に屬し、出土位置が離れる。293簡に「如居賃責」が見えることからこの位置に挿入されたものか。墨跡も模糊としており、「賞」字以外は判然としない。釋讀のとおりだと「居賃贖」に續く「購賞」は動詞で讀みたいところである。

《二九五～二九六》

■諸故同里<sup>①</sup>。門<sup>②</sup>而別爲數里者、皆復同<sup>③</sup>。以爲一<sup>④</sup>里<sup>⑤</sup>。過百<sup>⑥</sup>而可隔垣<sup>⑦</sup>。益爲門者、分以爲二里。□<sup>⑧</sup>

□□出歸里中、里夾里門<sup>⑨</sup>者、□車園、衷爲門介<sup>⑩</sup>（界）<sup>⑪</sup>、更令相近者。□<sup>⑫</sup>者相同里。

295 (0466)

296 (0944)

【譯】

およそもともと里と里門を同じくしておりながら、個別に複数の里になっている場合は、いずれもふたたび合わせて一つの里にする。一つの里が百戸を超えていて、垣で隔てて門を増やせる場合は、分けて二つの里にする。

…出て里中にもどる。里が里門をあいだに挟んでいる場合は、…車…、中央に門の境界を設け、改めて互いに近接する者や…者を同じ里とさせる。

【注】

①同里・里門…一つの里を形成し、一つの里門を使用すること。通常、里の門は一箇所のみというのが原則であるが、実際には複数の里が一つの門を共有したり（注⑤ならびに【解説】参照）、一つの里に複数の門がある場合もあったので、「里と里門を同じくする」とされているのだろうか。

公大夫以上擅啓門者附其旁里、旁里典・老坐之。（獄籠〔肆〕143）  
 舍在里中二門東入。（居延漢簡282・5）

②同…あわせる。たす。

●術曰、以二斗七升者同一斗、卅七也爲法。（算數書67）

③百…百戸。

州者謂之術。不滿術者謂之里。故百家爲里、里十爲術、術十爲州、州十爲都、都十爲霸國。（管子「度地」）

五家爲鄰、五鄰爲里、四里爲族、五族爲黨、五黨爲州、五州爲郷、萬二千五百戸也。（漢書「食貨志」）

臣又聞古之制邊縣以備敵也、使五家爲伍、伍有長。十長一里、里有假士。（漢書「電錯傳」）

●尉卒律曰、里自卅戸以上置典・老各一人、不盈卅戸以下、便利、令與其旁里共典・老、其不便者、予之典而勿予老。（獄籠〔肆〕142）

④垣…かきね、塀。

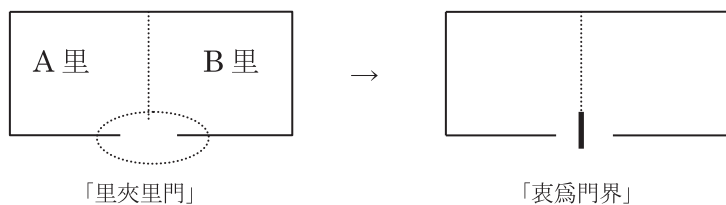
垣、牆也。（說文解字「十三篇下」）  
 越里中之與它里界者、垣爲完（院）不爲。巷相直爲院、宇相直者不爲院。（法律答問186）

⑤里夾里門…里が里門を左右から挟む。垣に圍まれた區畫内に二つの里が存在し、「共有する一つの里門を挟んでいる」状態のことか。【解説】参照。

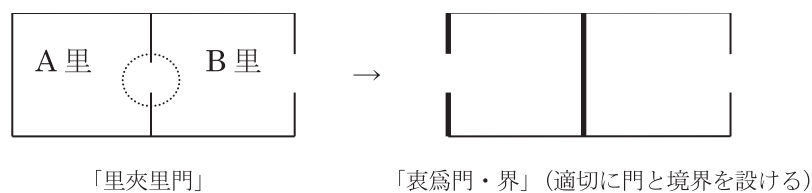
又出百餘騎往來馳城下、歩兵百餘人夾門魚鱗陳、講習用兵。（漢書「陳湯傳」）

⑥衷爲門界…整理小組は「衷」を「適切」の意とする。だがここでは暫く「中央で分ける」の意とし、全體として、二つの里が共有する里門を「中央で區切る」とことと解釋した。

服之不衷、身之災也。「注、衷猶適也。」（春秋左氏傳「僖公二四年」）



圖一



圖二

衷戎師、前後擊之。（『春秋左氏傳』隱公九年）

⑦□…整理小組は「近」と釋字するが、上の「近」とは字形をやや異にする。また「近者近者」であれば「近者」と書くのが通例である。暫く不明としたが、もしもこの字が「近」であれば、二度目の「近者」は衍字である可能性も考えられよう。

【解説】

295～296、および次の297～299はいずれも里と里門の管理に關わる内容を持ち、かつ編綴紐の位置も共通する。だが296簡の下端には空白があるので、ひとまず296簡で區切った。また簡の斷裂により、295簡と296簡が連続するかどうか定かでない。背面に劃線は認められない。

295簡は里の分割についての規定。一里の人口が百戸を超えていて、さらに里の内部を區切って里門を増設し、二つの里がそれぞれ里門を持つことができるなら、里の分割が認められた。人口の増加にともない、なし崩し的に里が分割され、里門が増設されるという状況が背景にあり、それに齒止めを掛けようとする規定かと推察される。296簡の規定にも同様の背景があり、一つの里が二つに分かれ、かつ二つの里門を共有している場合、その中央に區切り（「門界」）を設け、各里が一つの門を持つようにさせたものと、暫く解釋した（圖一）。

一方で、圖二のように解釋すべきだという或説も出た。これも暫く注記しておく。この場合は「衷爲門・界」の解釋も異なる。

《二九七～二九九》

廿年二月辛酉<sup>①</sup>内史<sup>②</sup>言、里人<sup>③</sup>及少吏<sup>④</sup>有治里中<sup>⑤</sup>、數晝閉門不出入。



請自今以來、敢有□來□□□□

297 (2043)

畫閉里門、擅□□□□□□□□者、縣以律論之。鄉畜

【夫】<sup>⑥</sup>・吏智（知）而弗言縣廷、亦論<sup>⑥</sup>。鄉

298 (2054)

畜夫・吏<sup>レ</sup>令典・老告里長<sup>⑥</sup>、皆勿敢爲。敢擅畫閉里門、不出入□

□、貨鄉畜夫・吏。智（知）弗言縣廷、貨<sup>レ</sup>□

299 (2065)

【譯】

二十年二月辛酉、内史が言う。里人および里中で公務につく少吏が、しばしば日中に門を閉めて出入りさせない。請うらくは、今後、日中に里門を閉め、勝手に…者がいた場合は、縣が律に従って裁く。郷畜夫・吏が知っていないながら縣廷に言わなかった場合も、裁く。郷畜夫・吏は里典や里老に命じて里の長老に告げさせ、いづれも決してさせてはいけない。不屈きにも勝手に日中に里門を閉め、…出入りさせなければ、郷畜夫・吏を賞刑とする。知っていて縣廷に言わなければ、…賞刑とする。

【注】

①廿年二月辛酉…始皇二十年二月は丁亥朔なので、辛酉の日は存在しない。「三月」の誤寫か。

②内史…官職名。關中を管轄する行政官。「郡」と對になり、その管轄地域を指す場合もある。

内史、周官、秦因之、掌治京師。（漢書）百官公卿表）

●御史大夫・廷尉・内史…、秩各二千石。（二年律令440）441

爲人除貨贖者、内史及郡各得爲其畝（界）中人除、毋得爲它郡人除。（嶽麓〔伍〕143）

③里人…整理小組は「里宰」「里長」のごとき者とすが、「里人」は通常「里の人々」を指す。里人のうちの、里門の鍵の管理者を指していることは文脈上明らかであり、「里人」は通常の意味で用いられているとみていいだろう。

封守 郷某爰書。…（中略）…某等皆言曰、甲封具此、毋（無）它當封者。即以甲封付某等、與里人更守之、侍（待）令。（封診式8）12

里正與皆守宿里門、吏行其部、至里門、正與開門内吏。（墨子號令）

田作之時、春父老及里正旦開門、坐塾上。晏出後時者不得出、莫不持樵者不得入。（春秋公羊傳）宣公十五年何休注）

典・田典更挾里門籥（鑰）、以時開。（二年律令305）

④少吏…百石以下の下級官吏。

癸田新墾、新墾丞主幸段（假）癸錢・食一歲。少吏莫敢訶癸。（嶽麓〔參〕220 案例14）

百石以下有斗食、佐史之秩、是爲少吏。（漢書）百官公卿表）

⑤有治里中…里で公務を行う。

諸吏有治它官者、皆去其家母下三百里乃治焉。（嶽麓〔陸〕54）

⑥擅□□…整理小組は「擅貨僞」と釋讀するが、墨跡は判然としな

い。

⑦郷畜…「郷畜夫」の書き誤りだろう。

⑧ 知而弗言縣廷、亦論…整理小組は「知而弗言、縣廷亦論」と句讀するが、「縣廷亦論」というのは文脈上不自然に響く。以下「言縣廷」で斷句した。

出之未索（索）而已備者、言縣廷、廷令長吏雜封其廬、與出之、輒上數廷、其少、欲一縣之、可毆（也）。（秦律十八種29～30）

⑨ 里長・里典や里老の下におかれた役職か。ひとまず里の長老と解  
釋した。

是故里長者、里之仁人也。里長發政里之百姓、言曰、聞善而不善、必以告其鄉長。鄉長之所是、必皆是之、鄉長之所非、必皆非之。  
…。（『墨子』尙同上）

●黔首或事父母孝、事兄姊忠敬、親弟（悌）茲（慈）愛、居邑里長老衛（率）黔首爲善、有如此者、牒書□（嶽麓〔伍〕199）

【解説】

三簡はいずれも「晝閉門」に關するもので、かつ298簡と299簡は同じ束に屬し、出土位置も近い。劃線は連続しないが、ひとまず一連の條文として譯出した。

内容は、晝間に里の門が閉じられていた際の科罰規定。直接の責  
任者であろう里人と、それを縣に報告しなかった郷嗇夫らとが罰せられた。ただし前者への科罰が記されているあたりが、釋讀できていない。里門の鍵は里典・田典などが持つていて、決まった時刻に開けられたことは、注③に挙げた記事から知られる。

《三〇〇》

■内史戸曹令<sup>①</sup>。 第甲。

300 (1521)

【譯】

■内史戸曹令。 第甲。

【注】

①内史戸曹令…「内史」を冠する令名には、次のような用例がある。

内史倉曹令甲卅（嶽麓〔伍〕254）

内史倉曹令第六（嶽麓〔伍〕256）

●内史旁金布令第二十八（嶽麓〔伍〕264）

内史官共令第戊卅一（嶽麓〔伍〕268）

内史郡二千石官共令 第甲（嶽麓〔肆〕307）

廷内史郡二千石官共令 第己（嶽麓〔伍〕62）

【解説】

297～299簡とはやや出土位置が離れる。だが297～299簡に「内史言」が見え、かつ里の管理に關わる條文なので、ここにこの表題簡が置かれたのだろう。

注に引いたとおり、「内史」を冠する令名と「内史郡二千石共令」とがあり、これに據るなら、「内史」とのみある令は内史地域限定の條文であった可能性がまず考えられる。ただし「内史：令」と明記される條文（嶽麓〔伍〕257～258など）には、全國に適用可能だと映るものもあり、當初内史限定であった條文が、全國にも適用されるようになったという経緯なども、同時に想定しておくべきだろう。「内史」を冠する律令名稱については、次條注⑨および【解説】も

参照のこと。

《三〇一～三〇二》

●十三年六月辛丑<sup>①</sup>以來、明告黔首<sup>②</sup>。相貸資<sup>③</sup>緡<sup>④</sup>者、必券書<sup>⑤</sup>吏<sup>⑥</sup>。其不券書而訟、乃勿聽、如廷律<sup>⑦</sup>。前此 301 (9630)  
令不券書訟者、爲治其緡<sup>⑦</sup>、毋治其息<sup>⑧</sup>、如內史律<sup>⑨</sup>。 302 (9609)

【譯】

●十三年六月辛丑以降、民にしかと告げよ。錢財を貸す場合は、必ず吏に申し出て券書を作成する。もし券書をつくらずに訟えたならば、受理してはならないこと、廷律の規定通りとする。この令の發布以前に、券書をつくらずに訟えた場合、その錢財については取り調べ、その利息については取り調べないこと、内史律の規定通りとする。

【注】

①十三年六月辛丑：始皇十三年六月は丙寅朔で、辛丑の日は存在しない。本條と類似する簡には「十三年三月辛丑以來」とあり、これは三月五日に當たる。あるいは「六月」は「三月」の誤寫か。

●十三年三月辛丑以來、取婦嫁女必參辨券。不券而訟、乃勿聽、如廷律。前此令不券訟者、治之如內史律。 ●謹布令、令黔首明智(知)。

●廷卒□(嶽麓(伍) 188～189)

②明告黔首：官吏に對して、民にしかと周知させるよう命じた文言

か。類似條文(注①所引嶽麓(伍) 188～189簡)では、命令文に續いて「謹布令、令黔首明知」とある。ただし「以降に、黔首に明告する」という文章は不自然であり、類似條文と同様に、この四文字は命令文の末尾の方に來るべきところ、誤ってここに挿入されたのだろう。

如下邦廟者輒壞、更爲廟便地潔清所。弗更而祠焉、皆棄市。各謹明告、縣道令丞及吏主(嶽麓(肆) 321)

●今上丞相、鄉部嗇夫・令史・里卽爲讀令、布令不謹、吏主(嶽麓(陸) 189)

③資：財物。

單穆公曰、不可。古者天降災戾、於是乎量資幣、權輕重、以救民。〔應劭曰、資、財也。〕〔漢書 食貨志下〕

④緡：錢さし。ここは錢さしにさした錢そのものこと。

算軺車賈人緡錢。〔集解、李斐曰、緡、絲也。以貫錢也。一貫千錢、出二十算也。〕〔史記 平準書〕

⑤券書：券に刻齒を入れ、文字で記録すること。254簡注⑤参照。

⑥廷律：不詳。廷尉に關わる律、ないしは廷尉が発令した律のこと

か。注①所引の類似條文にも見える。他にも「廷」を冠した令名が看取できる。

■廷內史郡二千石官共令 ●第己 ●今辛(嶽麓(伍) 62)

廷卒令甲□(嶽麓(伍) 154)

●廷甲 四(嶽麓(伍) 193)



⑩参照。

●令曰、吏及臣史有教女子辭(辭)上書即爲書而受錢財酒肉焉、因反易(易)其言、不用其請(情)實而令其□、□□盜、爲詐(詐)僞、畢完爲城旦以上、已論(論)輒盜戒(械)、令粼(遴)徒・母害吏謹將傳輸巴縣鹽、唯勿失、其耐城旦、已論輸巴縣鹽、有能捕黥城旦辜一人、購金二兩(嶽麓(伍)308~310)當封者、司寇以下穴(冗)作官者、令其官遣令史若官畜夫、吏、母害者□(嶽麓(伍)322)

④倍・「ともに」の意。後文では「皆」が「倍」に通假する。嶽麓(伍)には「同行する」の用例がある。

縣上食者籍及它費大(太)倉、與計倍。都官以計時讎食者籍。

倉(秦律十八種37)

□□遷陵將計段丞□

□數、與計倍。●問之□□(里耶秦簡⑧108+⑧2)

後上之恆與上攻皆(倍)。(嶽麓(肆)349)

●令曰、諸乘傳・乘馬・傳(使)馬傳(使)及覆獄行縣官、留過十日者、皆勿食縣官、以其傳稟米、段(假)鬻飢炊之、其【有】走・僕・司御倍者、令自炊。其母(無)走・僕・司御者、縣官段(假)人爲炊而皆勿給薪采。它如前令。●内史倉曹令(嶽麓(伍)257~258)

吾不與皆斃。「皆、俱也。」(『國語』晉語九)

⑤御・馬・馬車をあやつる者。秦簡には司御なる語も見える。

●駕騶除四歲、不能駕御、賞教者一盾、免、賞(償)四歲繇(徭)戍。除吏律。(秦律雜抄2~3)

騎作乘輿御、騎馬於它馳道、若吏【徒】□(龍崗秦簡59)

置吏律曰、敢任除戰北・奕・故徹外盜不援及廢官者以爲吏及軍

吏・御右、把鉦鼓志及它論官者(嶽麓(肆)215)

上造以下到官佐・史母(無)爵者、及卜・史・司御・寺・府、糲

(糲)米一斗、有采(采)羹、鹽廿二分升二。傳食律(秦律十八

種182)

⑥=整理小組は「」の記號とするが、重文符號にみえる。

⑦求具・不詳。具は「具わる」あるいは「約載の具(馬車の部品)」のことか。「求見」であれば用例は頻見するが、字形は「見」ではない。

君朝令而夕求具、民肆其財物與其五穀。爲讎厭而去。(『管子』揆度)

發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾(贓)者、以訾(贓)共

出車牛及益、令其毋訾(贓)者與共出牛食・約載具。吏及宦皇帝

者不與給傳送事。委輸・傳送、重車重負日行五十里、空車七十里、

徒行八十里。(二年律令41~42)

墨者夷之、因徐辟而求見孟子。(『孟子』滕文公上)

⑧蠻夷…この二字は殆ど見えない。文意によって補ったものだろう。

【解説】

故徹の外の蠻夷に関する規定として、二簡は接續すると判断されているようである。だが原簡番號の示す通り出土位置が隣接しているわけでもなく、背面の畫線や綴じ紐跡の一致も見られない。接續



するかどうかは疑わしい。

ひとまず連続するとみるならば、蠻夷が縣におもむく際の同行者や、車馬の提供について規定した條文かと推測される。だが不明な字も多く、正確な内容はつかめない。また彩色圖版だとまっすぐな簡だが、赤外線版だと簡が割れている。

《三〇五》

●魚（漁）陽<sup>①</sup>外廩<sup>②</sup>□賃<sup>③</sup>□□□□<sup>④</sup>□以其故懷<sup>⑤</sup>。疑它縣官有等。請自今以來、有賃爲簿<sup>⑥</sup>、□□□□

305 (G30)

【譯】

漁陽の外廩、……賃……、そのために懷妊している。おそらくは、他の官府でも類似的の事例があると疑われます。請うらくは、今より以降、賃し出しが有れば帳簿を作り、□□……

【注】

①漁陽・漁陽郡漁陽縣のこと。

二世元年七月、發閭左適戍漁陽。（『史記』陳涉世家）

漁陽郡「秦置。……」、戶六萬八千八百二、口二十六萬四千一百一十六。縣十二。漁陽「沾水出塞外、東南至泉州入海、行七百五十里。有鐵官。」（『漢書』地理志下）

□弦三、旌弦一、矢五十、梟□一、竹籥一、凡百八。卅二年□月壬辰、庫武・佐橫□不更成（城）父安平□徒・上造廣武竈灶・簪裏魚（漁）陽□。凡以。（正）（里耶秦簡⑧ 38+⑧ 122）

②外廩・整理小組は「宮外の馬を肥育する場所」とし、秦封泥に見

える「中廩」と對になる施設だという。「徼外」と「徼中」など、外と中の對應が秦簡に見られることが、その論據かと思われる。秦簡では大廩・中廩・宮廩が併稱される。傳世文獻では「外廩」は「内廩」と對になることが多く、『韓非子』の引用であろう『新序』の記事では、それが「中廩」に書き換えられている。

其大廩・中廩・宮廩馬牛毆（也）、以其筋・革・角及其賈（價）錢效、其人詣其官。（秦律十八種18）

秦廩城旦不將司從馬、亡而得者、斬其左止、復爲城旦。後復亡、勿斬、如它城旦然。（嶽麓〔肆〕49）

荀息曰、彼不假我道、必不敢受我幣。若受我幣而假我道、則是寶猶取之内府而藏之外府也、馬猶取之内廩而著之外廩也、君勿憂。（『韓非子』十過）

則是我取之中府、置之外府、取之中廩、置之外廩。（『新序』善謀第九）

③賃…貸す、ないしは借りる。特に有償の使用貸借について用いる。

「賃」の原義は庸作であるが、嶽麓簡には馬の賃し借りに「賃」が用いられる例がある。「賃」は「假」と同じく使用貸借であり、消費貸借である「貸」とは異なる。「假」と「賃」の違いは、「假」が廣く賃し借りの意で用いられるのに對し、「賃」は特に有償の場合を指すと考えられる。

賃、庸也。〔段注、庸者、今之傭字。〕（『說文解字』六篇下）  
令曰、守以下行縣、縣以傳馬・吏乘給不足、毋賃黔首馬。犯令及乘者、賃二甲、廢。 ●郡卒令己十二（嶽麓〔伍〕136）

建初二年正月十五日、侍廷里父老憚祭尊于季、主疏左巨等廿五人、共爲約束石券里治中、廼以永平十五年六月中、造起憚、斂錢共有六萬一千五百、買田八十二畝、憚中其有訾次當給爲里父老者、共以客田借與、得收田上毛物穀實自給、即訾下不中、還田轉與當爲父老者、傳後子孫以爲常、其有物故、得傳後代戶者一人、即憚中皆訾下不中父老、季・巨等共假貸田、它如約束。(侍廷里父老憚約束石券)

里内之人以賣棺槨爲業、賃輻車爲事(洛陽伽藍記 法雲寺)

④□□・整理小組は「賃□簿、故」と釋すが、「簿」「故」の二字を圖版で確認できない。

⑤懷・整理小組は「壞」に作るが、それでは文意が通らない。圖版によれば左側は判然としないため、「懷」と釋し、身ごもる、懷妊するの意とした。【解説】も参照のこと。

甲懷子六月矣。(封診式84)

母殺殆(胎)。謂禽獸・六畜懷妊(妊)有殆(胎)者也、盡十二月常禁。(懸泉置「四時月令詔條」粹27)

⑥簿・(こ)では「帳簿」の意。なお「記録する」の意もある。10簡注⑤参照。

卅一年。司空十二月以來、居貲・贖・責(債)薄(簿)、盡三月城旦春。廷。(里耶秦簡⑧284)

●令曰、制書下及受制有問議者、皆爲薄(簿)、署初到初受所及上年日月・官別留日數・傳留狀、與對皆(借)上。不從令、貲一甲。●卒令乙五(獄麓〔伍〕100~101)

【解説】

「請自今以來」は左半分を缺き、かつ右側もだいぶ掠れており、ほぼ判別不能である。「請自今以來」の表現が獄麓簡に頻出することから、こう補ったと見られる。

簡頭の「漁陽外廩」から、官馬の肥育に關連する規定であると推測されるが、整理小組の釋讀に従うと、養馬をめぐって何が「壞れる」のか、そうした事態への對策として、なぜ今後は「賃する有らば簿をつくる」ことになるのか、文意がつかみにくい。そこで「壞」ではなく「懷」と釋讀した。民間に貸し出された官馬を用いて、馬の繁殖が行われるケースがあったので、今後は帳簿の作成にあり、馬の貸借を嚴密に管理するよう命じられている、との解釋である。ただし、そのような事態があり得たのか、未釋讀の部分にどのような内容が書かれていたと想定するのか等、若干の問題點は残る。

《三〇六、三〇七》

●諸假<sup>①</sup>弩矢以給事<sup>②</sup>者<sup>③</sup>、即有折傷□□□<sup>④</sup> 306 (0738)

■内史郡二千石官共令<sup>⑤</sup> 第甲<sup>④</sup> 307 (0335)

【譯】

●およそ弩や矢を借りて給事する場合は、もし折れや損傷があるならば□□□……

■内史・郡二千石官共令 第甲

【注】

①假…借りる。241簡注④を参照。

百姓段、(假) 公器及有責(償) 未賞(償)、其日踐以收責之、而弗收責、其人死亡、及隸臣妾有亡公器・畜生者、以其日月減其衣食、毋過三分取一、其所亡衆、計之、終歲衣食不踐以稍賞(償)、令居之、其弗令居之、其人【死】亡、令其官畜夫及吏主者代賞(償)之。金布(秦律十八種77～79)

□□律曰、諸當段(假) 官器者、必有令・丞致乃段(假)。毋(無) 致官擅段(假)、貲段(假) 及假者各二甲。(嶽麓〔肆〕241)

②給事…勤務する。奉職する。官の用務を行う。

…(前略)…至今未得其代、居吏少、不足以給事…(後略)…(里耶秦簡⑧197)  
用善書給事、尙書。「師古曰、于尙書中給事也。給、供也。」(『漢書張湯傳』)

●令曰、吏從軍治粟將漕長輓者、自敦長以上到二千石吏、居軍治粟漕長輓所、得賣(買) 所飲(飲) 食衣服物及所以飲(飲) 食居處及給事、器兵。買此物而弗飲(飲) 食衣服用給事者、皆爲私利。毋重車者、得買以給事、舍、毋過□□□人。丞相・御史言、前軍軍吏治粟將曹(漕) 長輓、吏或不給吏事而務爲私利、侵苦卒。(嶽麓〔伍〕146～148)

③共令…複数の官署もしくは事項に共通する令のこと。廣瀨薫雄『秦漢律令研究』(汲古書院、二〇一〇) 第二部第三章による。この「共」は「供」に通じ、「各官署に提供される令」だとする解釋もあるが、その場合特に「共」字が添えられる意味が判然

としない。

■廷内史郡二千石官共令 ●第己 ●今辛(嶽麓〔肆〕353)

●内史官共令第卅一(嶽麓〔伍〕268)

■食官共令 ●甲(嶽麓〔陸〕95)

④第甲…十千の付された篇名については、280簡注①参照。

【解説】

305簡と306簡の背面の劃線は連続しているようである。305簡の内容は一本の簡で完結し、その後には表題簡である306簡が續くと見て、まとめて配置した。條文の方は、貸與された弩を折傷した場合の規定らしい。類似する條文が秦律雜抄に見られる。

●軍新論攻城、城陷、尙有棲未到戰所、告曰戰圍以折亡、段(假) 者、耐。敦(屯) 長・什伍智(知) 弗告、貲一甲、伍二甲。  
●敦(屯) 表律(秦律雜抄35～36)

右の規定では、「段者——借りた物品——」を戦闘中に壊したりなくしたりした場合は、耐刑とされた。

《三〇八～三二〇》

↓《肆三〇八～三二〇、三三八～三三九、三七三、伍二六九～二七〇、陸六八～六九》

●制詔<sup>①</sup>丞相・御史。兵事畢<sup>②</sup>矣<sup>③</sup>。諸當得購賞<sup>④</sup>・貴責(償)<sup>⑤</sup>者、令縣皆亟予之。令到縣、各盡以見(現) 錢<sup>⑥</sup>不禁<sup>⑦</sup>。

肆308 || 陸68 (1918)

【者亟予之、不足、各調其屬所執<sup>⑧</sup>、調均<sup>⑦</sup>。不足、乃請御

史、請以禁錢<sup>⑧</sup>貸之。以所貸多少爲償久易<sup>(易)</sup>期<sup>⑩</sup>。有

陸69 (133+129-1)

【錢弗予】、過一月<sup>⑪</sup>、丞・令・史・官嗇夫・吏主者奪爵<sup>⑫</sup>各一級、

【無爵者以(?)官爲新地吏<sup>⑬</sup>四歲。執灑令都吏<sup>⑭</sup> 伍269 (133)

循行<sup>⑮</sup>、案舉不如令<sup>⑯</sup>者<sup>⑰</sup>、論之、而上奪爵者名丞<sup>⑱</sup>、上御史<sup>⑲</sup>。

都官有購賞・賈責不<sup>⑳</sup>者如縣。●丙史官共 伍270 (1662)

舉不如令者、論之、而上奪爵者名丞<sup>㉑</sup>、上御史<sup>㉒</sup>。都官有購賞・

賈責<sup>(償)</sup>者、如縣。兵事畢 肆338 (9068)

矣。諸當得購賞賈責<sup>(償)</sup>者<sup>㉓</sup>、 肆339 (9591)

者、勿令巨<sup>(匹)</sup>、令縣皆亟予之。■丞相御史請、令到縣、各

盡以見<sup>(現)</sup>錢不禁者亟予之、不足、各請其屬 肆309 (9558)

所執<sup>灑</sup>、調均。不足、乃請御史、請以禁錢貸之。以所貸多少爲

償久易<sup>(易)</sup>期。有錢弗予、過一月<sup>㉔</sup>、 肆310 (9558)

丞・令・史・官嗇夫・吏主者<sup>㉕</sup>者以其官爲<sup>㉖</sup> 肆373 (9391)

【譯】

●制。丞相・御史に詔する。戰爭は終わった。およそ購賞・賈責を得るのに該當する者に關しては、縣にいずれも速やかにこれを支給させよ。令が縣に到着したら、縣はそれぞれ使用を禁止されていない現有の錢ですべて速やかに支給する。足りなければ、それぞれその所屬の執灑に申請し、執灑が調整して均等に配分する。足りなければ、そこで御史大夫に申請し、禁錢をこれに貸與することを請う。貸した金額の多寡によって、返済する期限の長さを定める。錢が有るのに支給しないことが、一か月を超過すれば、縣の丞・令・

令史・官嗇夫・擔當官吏はそれぞれ奪爵一級とし、爵のない者は、官の身分のまま新地吏とすること四年とする。執灑は都吏を巡察させて、令のとおりにならない者を案舉し、これを裁き、奪爵者の名前を丞相に上り、丞相は御史大夫に上る。都官において購賞・賈責の：でない：が有る場合は、縣と同様にする。●丙史官共令。

…令のとおりにしない者を案舉し、これを裁き、奪爵者の名前を丞相に上り、丞相は御史大夫に上る。都官において購賞・賈責の有る場合は、縣と同様にする。戰爭は終わった。およそ購賞・賈責を得るのに該當する者に關しては、罪を犯させてはならず、縣にいずれも速やかにこれを支給させよ。■丞相・御史が申請するに、令が縣に到着したら、縣はそれぞれ使用を禁止されていない現有の錢ですべて速やかに支給する。足りなければ、それぞれその所屬の執灑に申請し、執灑が調整して均等に配分する。足りなければ、そこで御史大夫に申請し、禁錢をこれに貸與することを請う。貸した金額の多寡によって、返済する期限の長さを定める。錢が有るのに支給しないことが、一か月を超過すれば、縣の丞・令・令史・官嗇夫・擔當官吏は、…者は、官の身分のまま…

【注】

①制詔…皇帝が命令を下す時に用いられる語。「制詔」とは皇帝の發言を意味するが、嚴密に言えば、「制」は皇帝の命令であることを表示する文字で、「詔」は告げることである。なお本節では●と制詔の間に二文字分の空白がある。擡頭との關係は不明。

□制。詔相國・御史、諸不幸死、家在關外者、關發索之、不宜。

其令勿索（索）、具爲令。相國、御史、關外人宦・爲吏、若繇（徭）使有事關中、縣道各（？）屬所官謹視收斂、毋禁物、以令若丞印封櫝櫃、以印章告關、關完封出、勿索（索）。櫝櫃中有禁物、視收斂及封（二年律令500~501）

●受制詔以使者或下効吏、吏治之、効節（卽）不讎、或節（卽）徵選使者、請自今以來受制詔以使、其所舉効書具言不讎過誤狀、署之。 ●三——（嶽麓〔伍〕63~65）

漢天子正號曰皇帝。自稱曰朕。臣民稱之曰陛下。其言曰制、詔、  
〔獨斷〕上）

②兵事畢…「兵事」は軍事行動、ここでは六國を征服する戦争を指すのであろう。

武平君年少、不知兵事、勿聽。（史記）陳涉世家）  
兵不得休八年、萬民與苦甚、今天下事畢、其赦天下殊死以下。  
〔漢書〕高帝紀）

③購賞…賞金、褒美。294簡注②参照。

④貰責…「貰」は「赦す」の意味で、「貰責（債）」は、戦場での功績により債務を免除することか。類似の語には棄責や除責などがある。

皆貰其罪。「師古曰、貰、緩也。」〔漢書〕酷吏傳）  
高祖每酤留飲、酒讎數倍。及見怪、歲竟、此兩家常折券棄責。  
〔漢書〕高帝紀）

●諸當負債、詐（詐）相移居之及相并令一人獨名負之、皆坐所移與盜同濃。今雍氏卒詐（詐）僞相移甲段（假）而數（繫）治者千

餘人、其段（假）或自雍氏軍、以至破荊軍段（假）毆（也）。吏弗輒收令至今、今其人或死亡及不存、吏利其得解爵以除責（債）、卽急責其見存及不存者妻子、卽與存者共謀移敦（屯）人、令并名而解爵以除責（債）。丞・令・令史・吏或智（知）其詐（詐）僞相移、利其易（易）責（債）而弗効論。 ●有後坐相移居……爲除段（假）責（債）者當與同臯、丞・令・令史智（知）而弗効論、當爲縱臯人。其弗智（知）得、賞各二甲。 七（嶽麓〔陸〕18~23）

一方で「貰責」は「貸し借り」の意で「爲吏之道」に見え、また貰には掛け買という意味がある。これらに據り、貰責は「掛け買いの債權」のこととする説も出た。この場合「貰責がある」とは、民が官に掛け賣りし、その代金が未拂いであることを指し、その速やかな支拂いは、戦争に關わつた民すべてへの恩典ということになる。

貰責（債）在外。（爲吏之道13）  
縣官無錢、從民貰馬。「索隱、貰音時夜反。貰、賒也。」〔史記〕汲黯傳）

⑤見錢…現錢。實際に手元にある錢のこと。  
是時外戚貨千萬者少耳、故少府水衡見錢多也。「師古曰、見在之錢也。」〔漢書〕王嘉傳）

⑥禁…禁止する、使用や流通を制限する。「現錢不禁者」とは使用上の制限がない、地方官府の裁量で支出できる錢のこと。後文には「禁錢」とあり、實質的には禁錢——皇室に屬する錢——以外の錢を指すのだから、ここでは「禁」が動詞とし



て用いられ、「皇帝専用」を示す「符號」としての用法とは若干異なる。

臣狀・臣縮請、其禁樹木盡如禁苑樹木、而令蒼梧謹明爲駱翠山以南所封刊。臣敢請。制曰可。●廿七〔嶽麓〕〔伍〕57～58

有盜出入禁其關出入而弗得、皆府畜夫・吏主者各二甲、丞・令史各一甲。●十六——〔嶽麓〕〔陸〕73

相國・御史請、關外人宦・爲吏、若繇〔徭〕使有事關中、關道各〔？〕屬所官謹視收斂、毋禁物、以令若丞印封橫櫬、以印章告關、關完封出、勿索〔索〕。〔二年律令500～501〕

禁苑・吏・苑人及黔首有事禁中、或取其□□□□〔龍崗秦簡6〕

⑦調均…調整して平均する。漢代の史料にも「調均」が見え、地方

郡國から中央大司農への垂直方向の輸送である委輸に對し、各郡國間を水平方向に移動する物資輸送を指す。本條から、秦代

では執法が同様の事務を擔っていたことが分かる。

遣大司農非調均錢穀河決所灌之郡。〔漢書〕溝洫志

調均報度、輸漕委輸。〔胡廣曰、邊郡諸官請調者、皆爲調均報給之也。〕〔續漢書〕百官志大司農條補注引〔漢官解詁〕

漁陽以東、本備邊塞、地接外虜、貢稅微薄、安平之時、尙資內郡、況今荒耗、豈足先圖。〔後漢書〕伏湛傳

以臨萬貨、以調盈虛。〔師古曰、調、平均也。〕〔漢書〕食貨志下

⑧禁錢…少府が主管する、皇室財政に屬する錢。

大司農錢盡、乃以少府禁錢續之。〔師古曰、少府錢主供天子、故曰禁錢。〕〔漢書〕賈捐之傳

郡國頗被留害、貧民無產業者、募徙廣饒之地。陛下損膳省用、出

禁錢、以振元元、寬貸賦、而民不齊出於南畝、商賈滋眾。貧者畜積無有、皆仰縣官。〔史記〕平準書

皆當爲禁錢□□〔里耶秦簡⑧13〕

⑨以所貸多少爲償久易期…貸與した禁錢の多寡に應じて、長期・短期の返済期限を設けること。嶽麓簡には、難／易・遠／近に應じて「期を爲す―期日を設ける―」という句作りが見られる。

【解説】に紹介する陳偉論文も同様に解釋し、この場合は「易」が「久」と對になり「短期」を意味することになる。ただし典籍史料には、「易」短期」とする確たる訓詁が見いだせない。

【史記】天官書集解の徐廣注は「易猶輕速也」とするが、異説もある。

郡守及縣官各以其事難易〔易〕・道里遠近、善爲期。有失期及竊去其事者、自一日以到七日、賞二甲。〔嶽麓〕〔伍〕323

其居久、其國福厚。易、福薄。〔集解、徐廣曰、易、猶輕速也。〕〔史記〕天官書

所居久、其鄉利。〔疾〕〔易〕、其鄉凶。〔集解、蘇林曰、疾、過也。〕〔史記〕天官書

所居久、其國利。易、其鄉凶。入七日復出、將軍戰死。〔蘇林曰、疾、過也。一説、易、易鄉而出入也。晉灼曰、上言出而易、言疾過是也。〕〔漢書〕天文志

⑩【錢弗予】過一月…整理小組は「□□坐一□□」、陳偉は「□□【坐之、縣】」と釋讀するが、圖版ならびに後文との比較により、後半を「過一月」に改め、その前の不明字は三文字分と見て、「錢弗予」を補った。

【錢弗予】過一月…整理小組は「□□坐一□□」、陳偉は「□□【坐之、縣】」と釋讀するが、圖版ならびに後文との比較により、後半を「過一月」に改め、その前の不明字は三文字分と見て、「錢弗予」を補った。

⑪奪爵・官吏への罰則として爵を奪う例は嶽麓〔陸〕にも見える。

段（假）責（債）故毆（繫）治及其辜已斷當貨盾以上者、五十人以上皆覆……  
 □□以上、盈五十人以上者、執灋亦輒覆論之、皆以書言官名□□……者五十人到不盈百人、丞・令・令史主者賞各二甲、百人到不盈千人、奪爵各一級、千人以上、奪各二級。其母爵者、令以卒戍新地、級四賞。謹布令、令吏・卒・黔首明焉、毋巨（距）辜。●六（嶽麓〔陸〕 13）17）

⑫以官爲新地吏・官の身分のまま新地吏とする。卒の身分で戍邊に行かせるのに對し、官吏の身分のまま新地に左遷することという。

□□出貸吏、以卒戍土五（伍）涪陵戲里去死、十一月食。（里耶秦簡

⑧ 103A）

●死事者、置後如律。大瘳臂臑股肱、或誅斬、除。與盜賊遇而去北、及力足以追逮捕之而官□□□□逗留畏夷弗敢就、奪其將爵一級（級）、免之、母爵者戍邊二歲、而罰其所將吏徒以卒戍邊各一歲。（二年律令142）143）

諸不爲戶、有田宅、附令人名、及爲人名田宅者、皆令以卒戍邊二歲、沒入田宅縣官。（二年律令32）

●定陰忠言、律曰、顯大夫有辜當廢以上勿擅斷、必請之。今南郡司馬慶故爲冤句令、詐（詐）課、當廢官、令以故秩爲新地吏、四歲而勿廢、請論慶。制書曰、諸當廢而爲新地吏勿廢者、卽非廢。已後此等勿言。●廿六（嶽麓〔伍〕 53）55）

⑬都吏・郡所屬の官。24）28簡注②參照。

⑭循行・巡視、巡察。124簡注④參照。

⑮案舉不如令者・「者」字は書かれていないが、後文より補った。

「案舉」は調査して檢舉すること。

制書曰、舉事可爲恆程者、上丞相（里耶秦簡⑧）128）  
 今且令人案行之、舉効不從令者、致以律、論及令・丞。（語書7）8）

先是顯爲太僕十餘年、與官屬大爲姦利、臧千餘萬、司隸校尉昌案効、罪至不道、奏請逮捕。（漢書 丙吉傳）

二千石上其官屬、三輔舉不如法令者、皆上丞相御史請之。（漢書 景帝紀）

⑯丞相上御史・「御史」は「大夫」が省略されているとする整理小組の説に従う。

⑰□□整理小組は「出」と釋すが、文字の左半を缺き、字跡が判然としない。

⑱者・「者」字の下は空白になっている。陳偉はこれを重複が削られたのだとし、さらに次簡冒頭の「者」字を衍字と見ている。これに従った。なお、339簡が347簡の、340簡が348簡の背面に映っており、本来は339↓340と簡が並んでいた可能性が高いもの、文章は明らかに339簡から309簡へと続く。

⑲巨辜・罪を犯す。巨は距に通じ、「至る」の意。

令吏明布、令吏民皆明智（知）之、毋巨（距）于辜（罪）。（語書4

5)

謹布令、令黔首・吏・官徒隸・奴婢明智(知)之、母巨(距)皐、

●十五(嶽麓〔伍〕28〔29〕)

縣道曰、令史・鄉部嗇夫發徵黔首、布大書市門・離鄉市門磨

(壁)、令黔首智(知)、母巨(距)罪。(嶽麓〔陸〕20)

勿令巨罪。☐(龍崗秦簡96)

20月・整理小組は「金」と釋讀するが、圖版および陳偉論文の指摘により改めた。

【解説】

元來は308〜310簡、さらには311簡が一つの條文として配列されていた。だが整理者の一人でもある周海鋒により編聯の誤りが指摘され(《嶽麓書院藏秦簡(肆)》所收令文淺析)『簡帛研究』二〇一八(春夏卷)廣西師範大學出版社、二〇一八)、『嶽麓書院藏秦簡(陸)』(上海世紀出版集團・上海辭書出版社、二〇二〇)では、308簡が「68簡」として再録され、69簡に繋がるとされている。關連する諸簡の編聯については、陳偉「諸當得購賞貴債者皆亟予之令」復原試說(《簡帛網》二〇二〇年五月四日)や、王可「讀嶽麓秦簡札記一則」(《簡帛網》二〇一九年五月八日)もある。

これらの所説の詳しい紹介、および論評はここでは省略する。本研究班では三つの説をふまえて、筆跡と内容を検討したうえで、提示したように配列・釋讀を改めた。周海鋒が指摘するとおり、筆跡は大きく二種類に分かれ、それに従うなら「兵事畢矣」に關する詔敕(の斷片)が二組存在することになる。暫く「肆」308簡から始まる方を冊書A、「肆」338簡からの方を冊書Bと呼んでおく。筆跡

は冊書Aの方が謹直である。

ほぼ同内容の冊書が二組あることについては、二つの意見が出た。一つは「丞相御史請」という提案を含む冊書Bが冊書Aに先行し、冊書Bで示された提案を追加するかたちで最終的に冊書Aが詔敕として完成した、という見方である。次の二つの條文が参考になる。

●御史請、制所諧(譴)而當論者、皆貲二甲。罪重于諧(譴)、以律論之。 ●制曰、吏所舉劾以聞及上書者、有言殿(也)、其

〔陸〕210 (1983)

所劾言者、節(卽)當治論、皆毋以諧(譴)、它如請。 ●廿三

〔陸〕211 (108)

●令曰、制所遣(譴)而當論者、皆貲二甲。舉重于遣(譴)、以律令論之。吏所舉劾【以聞】及上書者、有言殿(也)、其所劾言者、節(卽)

〔伍〕214 (127)

當治論、皆毋以諧(譴)論。

●廷甲第廿一

〔伍〕215 (132)

前者では御史の「請」に對し、皇帝が「制」で規定内容を追加している。一方、後者では「請」と「制」とが一體になり、全體が「廷甲第廿一」という令になっている。つまり、後者は前者を整理して、最終的に完成した令文だといえる。これと同じ關係が冊書Aと冊書Bにも想定できるのではないか。

具體的に説明するなら、まず冊書Bでは、制詔(傍線部)によって褒賞の支給、および遲配に對する罰則が——この部分の簡は失われているが——命じられ、また都官も縣と同様であるとの指示が下された。これに追加して、丞相・御史は現錢が不足した場合の對處法を上奏し、この追加提案(波線部)が冊書Bの現存部分の大半を占めている。この皇帝と丞相・御史との遣り取りを、すべて包攝す



冊書B

〔●制詔丞相・御史。兵事畢矣。諸當得購賞貴責者、勿令巨臯、令縣皆亟予之。■丞相・御史請、令到縣、各盡以見錢不禁者亟予之、不足、各請其屬所執<sub>二</sub>濃<sub>一</sub>、調均。不足、乃請御史、請以禁錢貸之、以所貸多少爲償久易期。有錢弗予、過一月、丞・令・史・官齋夫・吏主者奪爵各一級、無爵者以官爲新地吏四歲。執濃令都吏循行、案<sub>一</sub>舉不如令者、論之、而上奪爵者名丞<sub>二</sub>相<sub>一</sub>、上御史。都官有購賞貴責〔不□〕者如縣。〔制曰、可。〕

●制詔丞相・御史。〕兵事畢矣。諸當得購賞貴責者、勿令巨臯、令縣皆亟予之。■丞相・御史請、令到縣、各盡以見錢不禁者亟予之、不足、各請其屬所執<sub>二</sub>濃<sub>一</sub>、調均。不足、乃請御史、請以禁錢貸之、以所貸多少爲償久易期。有錢弗予、過一月、丞・令・史・官齋夫・吏主者〔奪爵各一級、無爵者以其官爲〔新地吏四歲。執濃令都吏循行、案舉不如令者、論之、而上奪爵者名丞<sub>二</sub>相<sub>一</sub>、上御史。都官有購賞貴責不□者如縣。制曰、可。〕

この場合、冊書Bは「抄本」というよりも、むしろ内容を暗記するためなどの目的で、手習いとして書かれたものと見た方がよいだろう。

《三一一》

賞二甲。

311 (0357)

【譯】

…賞二甲。

【解説】

311簡は310簡と出土位置が近く、整理小組は兩簡を接續させて、「有錢弗予、過一金、賞二甲」と解釋している。だが「金」字は「月」と釋讀すべきであり、またその後文は「丞・令・御史・官齋夫・吏主者奪爵各一級、…」と續くことは前條で述べた。311簡がどのような條文の末尾なのかは不明である。

《三一二》

●内史郡二千石官共令 第戊

312 (0463)

【譯】

●内史・郡二千石官共令 第戊

【解説】

「共令」の「戊」篇（第五篇）に屬することを示す表題簡。280簡注①および306～307簡注③を参照のこと。

《三二三～三二四》

縣官毋得過驂乘<sup>①</sup>、所過縣以律食馬及禾之<sup>②</sup>。御史言、令覆獄<sup>③</sup>乘恆馬<sup>④</sup>者、日行八十里<sup>⑤</sup>、請許<sup>⑥</sup>如有所留避。不從令、賞二甲。

314 (0641)

313 (0698)



【譯】

…官府：は驂乗の他に陪乗者を乗せてはならず、通過する縣では律に則つて馬に飼料を與え、および禾を與える」。御史が申し上げます。「覆獄に當たつて恆馬に乗る者には、一日八十里を行かせます。滯留させたり避けたりする所があつた場合と同様にすることが許されるようお願いします。令の通りにしなければ、貲二甲とします。」

【注】

①驂乗…そえのり。御者に加えて三人目に乗車する陪乗者。

●令曰、段（假）廷史・廷史・卒史覆獄乘傳（使）馬、及乘馬有物故不備、若益驂、駟者。議、令得與書史・僕・走乘、毋得驂、乘。它執濃官得乘傳（使）馬覆獄・行縣官及它縣官事者比。●内史旁金布令第九（嶽麓〔伍〕 261～262）乃令宋昌驂、乘〔師古曰、乘車之法、尊者居左、御者居中、又有一人處車之右、以備傾側。是以戎事則稱車右、其餘則曰驂乘。驂者、三也、蓋取三人爲名義耳〕、張武等六人乘六乘傳詣長安。（漢書文帝紀）

②禾之…「禾」は莖がついたままの穀物。111～113簡注④参照。ここでは禾を飼料として與えること。通常馬に與えられる飼料は芻・藁だが、それ以外に禾などが與えられることもあつた。

駕傳馬、一食禾、其願來有（又）一食禾、皆八馬共。其數駕、毋過日一食。駕縣馬勞、有（又）益壺（壹）禾之。倉律（秦律十八種〔47〕）食馬如律、禾之比乘傳者馬。（二年律令234）

馬牛當食縣官者、慘以上牛日芻二鈞八斤。馬日二鈞□斤、食一石十六斤、芻藁半。乘輿馬芻二藁一。（二年律令41）

●田律曰、吏歸休・有縣官吏（事）、乘乘馬及縣官乘馬過縣、欲資芻藁・禾・粟・米及買叔（菽）者、縣以朔日平買（價）受錢。（嶽麓〔肆〕 111～112）  
□□馬日匹二斗粟・一斗叔（菽）。傳馬・使馬・都廩馬日匹叔（菽）一斗半斗。（二年律令425）

③覆獄…改めて取調を行うこと。24～28簡注②⑤（「覆治」）参照。覆獄の任務に當たる官吏が乗る馬車については、注①所引の嶽麓〔伍〕 261～262も参照。

气（乞）鞫者各辭在所縣道、縣道官令・長・丞謹聽、書其气（乞）鞫、上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之。（二年律令116）  
覆獄、沅陵獄佐  
己治所遷陵傳。洞庭。（里耶秦簡⑧〔35〕）  
●令曰、諸乘傳・乘馬・傳（使）馬傳（使）及覆獄行縣官、留過十日者、皆勿食縣官、以其傳粟米、段（假）鬻飢炊之、其〔有〕走・僕・司御偕者、令自炊。其母走・僕・司御者、縣官段（假）人爲炊而皆勿給薪采。它如前令。●内史倉曹令（嶽麓〔伍〕 257～258）

④恆馬…不明。整理小組は「毎日交換するのではない馬」とする。これに對して「通常の馬」（高帝紀注に見える「中足」、あるいは「常規に沿つて備え付けられている馬」だという意見も出た。朔病六十二日、行道六十日、乘恆馬及船行五千一百卅六里。術（率）之、日行八十五里、畸（奇）卅六里不術（率）。（奏讞書127～128）

案例<sup>18)</sup>

律、四馬高足爲置傳、四馬中足爲馳傳、四馬下足爲乘傳、一馬二馬爲輶傳。急者乘一乘傳。(『漢書』高帝紀如淳注)

十六。相國上長沙丞相書言、長沙地卑濕、不宜馬。置缺不備一駟、未有傳馬、請得買馬十、給置傳、以爲恆。●相國・御史以聞、請許給買馬。●制曰、可。(二年律令516~517)

⑤日行八十里…一日に八十里というのは、官吏が移動する際の標準的な行程である。

【●】令曰、吏歲歸休卅日、險道日行八十里、易(易)道百里。諸吏母乘車者、日行八十里、之官行五十里。(『嶽麓』<sup>134</sup>)

●□律曰。冗募羣戍卒及居贖贖責(贖)戍者及冗佐史・均人史、皆二歲壹歸、取衣用、居家卅日。其父母□以歸寧、居室卅日外往來、初行、日八十里、之署、日行七十里。(『嶽麓』<sup>278~279</sup>)

⑥請許・「御史自言」に先行する上奏を御史が取り次ぎ、補足を加えたうえで裁可を求めたものか。

鴻嘉中、太傅輔奏、立一日至十一犯法、臣下愁苦、莫敢親近、不可諫止。願令王、非耕・祠、法駕毋得出宮、盡出馬置外苑、收兵杖藏私府、毋得以金錢財物假賜人。事下丞相・御史、請許。奏可。(『漢書』文十三王傳)

居室言、…(中略)：其得它縣官當封者、各告作所縣官、作所縣官□□移封牒居室。●御史請、許泰倉徒及它官徒別離□(『嶽麓』<sup>319~320</sup>)

十二 相國議、關外郡買計獻馬者、守各以匹數告買所內史・郡守、內史・郡守謹籍馬職(讎)物・齒・高、移其守、及爲致告津關、

津關案閱、出、它如律令。御史以聞、請許、及諸乘私馬出、馬當復入而死亡、自言在縣官、縣官診及獄訊審死亡、皆【告】津關。制曰可。(二年律令509・508)

⑦留避…不明。法律條文では、「留」は文書傳送や手續の遲滞、「避」は處罰の回避を意味する語として現れる。あるいは「辟(一)辟書を留める」の意ではないかという意見も出た。

行者有所留。(尹灣漢簡 YMGD9B)  
 □諸詐(詐)増減券書、及爲書故詐(詐)弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐臧(臧)爲盜。其以避論、及所不當【得爲】、以所避罪罪之。所避毋罪名、罪名不盈四兩、及毋避也、皆罰金四兩。(二年律令14~15)

【它如】辟書 □(里耶秦簡⑧286 正面)  
 諸獄辟書五百里以上、及郡縣官相付受財物當校計者書、皆以郵行。(二年律令276)

【解説】

圖版を仔細に観察すると、313簡背面の劃線が314簡に繋がっているようにも見え、ひとまず兩簡を接續すると見て譯出した。先行する簡を缺くものの、公用旅行者の従者や一日に進むべき行程についていづれかの官が上奏した後、それを取り次いだ御史が、覆獄者などについて補足した上で、皇帝に上聞した文章だと推察される。ただし、兩簡の接續によって生まれる「如有所留避——留避するところ有るがごとくす——」という句は、他に類例がなく、「留避」の語義や前半との繋がりの不明確である。兩簡が繋がらない可能性も排除できない。

《三一五》

□□乘其乘車<sup>①</sup>馬<sup>②</sup>、歸……□

315 (0754)

【譯】

…その乗車・馬に乗り、…に歸り…

【注】

①乗車・安車。座って乗る小さな車。官吏が使用し、その身分を表示する目安の一つともなる。

使御廣車而行、己皆乘乘車。「杜預注、乘車、安車。」（『春秋左氏傳』襄公二十四年）

安車、蓋卑坐乘、今吏所乘小車也。（『釋名』釋車）

以其乘車載女子、可（何）論。賞二甲。以乘馬駕私車而乘之、毋論。（法律答問 175）

●關內縣吏共者、乘車以下毋過五十人。（嶽麓〔陸〕 138）

②乗車馬・乗車および乗車につける馬のことか。

廿六年後九月己酉朔甲戌、□官守衷敢言之。令下制書曰、上□□受乘車・馬・僕・養・走式八牒、放（仿）式上屬所執灋。毋當令者、亦言、薄留日。●問之、毋當令者。薄留一牒□。【敢】言之。

（正）

後九月甲戌水下□□以來／逐半 赳手（背）（里耶秦簡⑨ 1857）

●傷乘輿馬、夬（決）革一寸、賞一盾、二寸、賞二盾、過二寸、賞一甲。●課馱驥、卒歲六匹以下到一匹、賞一盾。●志馬舍乘車、

馬後、毋（勿）敢炊飭、犯令、賞一盾。已馳馬不去車、賞一盾。（秦律雜抄 27～29）

【解說】

背面に劃線等は見えない。車馬に關わる規定とおぼしいことから、この位置に暫定的に挿入されたと考えられる。「乘馬」と官吏の「歸」に關連する規定としては、次の條文がある。

●田律曰、吏歸休・有縣官吏（事）、乘乘馬及縣官乘馬過縣、欲貸芻藁・禾・粟・米及買叔（菽）者、縣以朔日平買（價）受錢。…（後略）…（嶽麓〔肆〕 111～113）

《三一六》

□□以當□而□<sup>①</sup>之、有□

316 (0801)

【譯】

…に相當してこれを…

【注】

①□□整理小組は「輸（？）」と釋讀するが、車扁しか見えない。

【解說】

不明字が多く、正確な解釋は不可能である。

《三一七》

諸書當傳<sup>①</sup>者勿漕<sup>②</sup>。斷亭<sup>③</sup>輸甕（遷）蜀巴<sup>④</sup>者、令獨水道<sup>⑤</sup>漕傳。

317 (0589)

【譯】 およそ文書が傳送するのに相當する場合は、水運で送ってはならない。罪を斷じて蜀巴に移送したり遷刑としたりする場合は、水路のみを用いて水運で傳送させる。

【注】

①書當傳…リレー式に送るべき文書。「書當以郵行」に對して言う。「傳」はリレー式に送ること。

●令曰、書當以郵行、爲檢令高可以旁見印章。堅約之、書檢上應署、令并負以疾走。不從令、貲一甲。 ●卒令丙三（嶽麓〔伍〕109～110）

②漕…水運。水路で運ぶ。

關中事計戶口轉漕。「秦隱、漕、水運。」給軍、漢王數失軍遁去、何常興關中卒、輒補缺。（『史記』蕭相國世家）請爲夾谿河置關、諸漕上下河中者、皆發傳。（二年律令52）

③斷臯…「獄（已）斷」は裁判が完了すること。160～162簡注⑧参照。「斷臯」は裁判が完了して罪が確定することだろう。

④輸遷蜀巴…遷刑に處されて、あるいは他の刑に處されて巴蜀に移送される。

罍（遷）子 爰書。…（中略）…告灑（廢）丘主。士五（伍）咸陽才（在）某里曰丙、坐父甲謁盜其足、罍（遷）蜀邊縣、令終身毋得去罍（遷）所。論之、罍（遷）丙如甲告、以律包。今盜丙足、令吏徒將傳及恆書一封詣令史、可受代吏徒、以縣次傳詣成都、成

都上恆書太守處、以律食。灑（廢）丘已傳、爲報、敢告主。（封詔式46～49）

●諸有臯當罍（遷）輸、蜀巴及恆罍（遷）所者、臯已決、當傳而欲有告及行有告、縣官皆勿聽而亟傳詣罍（遷）輸（輸）所、勿留。

●十九（嶽麓〔伍〕33～34）

●諸取有臯罍（遷）輸、及處、蜀巴及取不當出關爲葆庸、及私載出扞關、漢陽關及送道之出蜀巴盼（界）者、其葆庸及所私載、送道者亡及雖不亡、皆以送道亡故徼外律論之。同船食、敦長、將吏見其爲之而弗告劾、論與同臯。弗見、貲各二甲而除其故令。

●廿四（嶽麓〔伍〕45～47）

獄校律曰、略妻及奴騷悍、斬爲城旦、當輸者、謹將之、勿庸（用）傳□、到輸所乃傳之。罍（遷）者、罍（遷）者包及諸臯當輸□及會獄治它縣官而當傳者、縣官皆言獄斷及行年日月及會獄治者行年日月其罍（遷）輸□會獄治、詣所縣官屬所執灑、即亟遣、爲質日、署行日。日行六十里、留弗亟遣過五日及留弗傳過二日到十日、貲縣令以下主者各二甲。其後弗遣復過五日、弗傳過二日到十日、輒駕（加）貲二甲。留過二月、奪爵一級、毋（無）爵者、以卒戍江東、江南四歲。（嶽麓〔肆〕232～236）

⑤水道…水路。

今以長沙、豫章往、水道多絕、難行。（『史記』西南夷列傳）丞相上廬江假守書言、廬江莊道時敗絕不補、則莊道敗絕不補而行水道、水道異遠。莊道者…（嶽麓簡096 陳松長『嶽麓書院藏秦簡的整理與研究』二五二頁）

【解説】

「諸」字で始まり、下部には空白があるので、一本の簡に記された短い條文であると、ひとまず考えられる。文書や身柄の移送に際し、水運を用いるべきものと用いないものについて規定する。傳送する文書には水運を用いず、逆に刑徒移送の場合は水運であった。だが秦の全領域から水路のみで巴蜀まで到達できたとは考えにくく、本條文の適用地域には制限があったと思われる。あるいは①「獨水道」は「水路しか利用できない場所では」という意味だとの意見や、②おおよそ文書傳送には水路が使えないのに對し、刑徒輸送のみには漕運が許されたのだという意見も出た。

《三一八～三二〇》

丞相議<sup>①</sup>、吏歸治病<sup>②</sup>及有它物故<sup>③</sup>、免不復之官<sup>④</sup>者、令其吏舍人<sup>⑤</sup>・僕・**庸**<sup>⑥</sup>行<sup>⑦</sup>。 318 (0691)  
 如故。事已<sup>⑦</sup>者、輒<sup>⑧</sup>罷歸<sup>⑨</sup>、以書致其縣官<sup>⑩</sup>、它官當用者<sup>⑪</sup>、亦皆用之。 319 (0016)  
 ■内史郡二千石官共令<sup>⑫</sup>。 第己。 320 (0316)

【譯】

丞相の議に次のようにあります。「吏が歸郷して病氣療養を行ったために、および他に事故があったために、罷免されてふたたび官署に戻らない場合は、當該の吏の舍人・下僕・使用人に行<sup>⑤</sup>させ<sup>⑥</sup>……もとのようにする。用務が終わったら、ただちに任務を解いて歸らせ、文書を官府に提出させる。他の官のこの規定を準用すべき者も、またいづれもこれを準用する。」

■内史・郡二千石官共令。第己。

【注】

①議・討議する、また討議の結論を記した文書。「丞相議」から始まる條文は嶽麓簡には類例がなく、多くの場合は他部局からの提案がそれに先行するので、318簡が條文の冒頭ではない可能性もある。ただし二年律令には「相國の議」で始まる令文が見える。

●臣訴與丞相啓・執濃議曰、…。(嶽麓〔陸〕7)

●令曰、制書下及受制有問議者、皆爲薄〔簿〕、署初到初受所及上年日月・官別留日數・傳留狀・與對皆〔偕〕上。(嶽麓〔伍〕100) 御史上議、御牘尺二寸、官券牒尺六寸。(嶽麓〔伍〕121)

●丞相議、如南陽議、它有等比。(嶽麓〔伍〕301)

十二、相國議、…(中略)…。●御史以聞、…(中略)…制曰可。(二年律令509・508)

②治病・病を癒やす。

病篤不能視事、材〔裁〕令治病、父母病篤、歸旬。(嶽麓〔伍〕278) 賜告治病、牛酒雜帛。居數月、有瘳、視事。(《史記》主父偃列傳)

③物故・事故。不測の事態。

卽有物故、鼓、吏至而止、夜以火指鼓所。「孫詒讓問詁、物故、猶言事故、言有事故則擊鼓也。」(《墨子》號令)

④之官・勤務先の官署に赴く。



【●】令曰、吏歲歸休卅日、險道日行八十里、易〔易〕道百里。諸吏母乘車者、日行八十里、之官行五十里。(嶽麓〔伍〕134) 父母及妻不幸死者已葬卅日、子・同產・大父母・大父母之同產十五日之官。(二年律令37)

⑤ 舍人・私的に召し抱えられた近侍。

長信侯再作亂而覺、矯王御璽及太后璽以發縣卒及衛卒・官騎・戎翟君公・舍人、將欲攻斬年宮爲亂。(史記 秦始皇本紀)

● 段〔假〕正夫言、得近〔從〕人故趙將軍樂突弟・舍人、招等廿四人、皆當完爲城旦、輸巴縣鹽。(嶽麓〔伍〕13)

☐之而私爲☐庸・舍人・徒【食】☐ (里耶秦簡⑧1749)

⑥ 僕・庸：僕は下僕、庸は使用者。109～110簡注⑪、68～69簡注③參照。

隸臣妾及諸當作縣【道】官者、僕・庸爲它作務、其錢財當入縣道官而逋未入去亡者、有〔又〕坐逋錢財賊〔賊〕、與盜同灑。(嶽麓〔肆〕68～69)

⑦ 事已：用務や作業が完了する。

軍吏・緣邊縣道、得和爲毒。毒矢謹賊〔藏〕。節〔節〕追外蠻夷盜、以假之、事已、輒收賊〔藏〕。(二年律令19)

卅七年十二月丙子朔辛卯、廣陵宮司空長前・丞☐敢告土主。廣陵石里男子王奉世有獄事。事已、復故郡鄉里、遣自致、移指穴卅八年獄計。☐書從事、如律令。(江蘇邗江胡場五號漢墓出土簡 散見1060～1061)

⑧ 輒・ここでは「そのつど」ではなく、「ただちに」の意が強い。184～185簡注⑩參照。

⑨ 罷歸：任務を解かれて歸る。

五月、兵皆罷歸家。(史記 高祖本紀) 侯丞博移過所。應募士長安棘里王豐、事已、罷歸家。

☐苛留如律令〔羅〕〔米〕斗八升 口

(懸泉置漢簡 I 91DX10406 ④ A: 012 張俊民「簡牘文書所見」長安資料輯考」簡帛網二〇〇七年二月八日)

出粟四斗。以食疎勒王・王妻使者呼留竭等十人、獻事已、罷歸。人再食、食四升。西。(懸泉置漢簡 V 92DX1310 ③: 170 張俊民「敦煌懸泉出土漢簡所見人名綜述 (二)——以少數民族人名爲中心的考察」西域研究二〇〇六年第四期)

⑩ 以書致其縣官：「致」は文書を送り届けること。ここでの「書」とは歸郷できることを證明する文書の類か。

始元六年八月丙子朔丙戌、氏池守丞可置敢言之。謹寫除書移、遣外人自致。敢言之。(地灣漢簡 86EDT7: 2A)

⑪ 當用者：受け取った規定や指示に則って職務を行うべき者。ただし、通常は下行文書の末尾に現れ、本條文での用法はそれとは相違する。

母奪黔首時、內史布當用者。(嶽麓〔肆〕389) 洞庭尉下洞庭除道尉、除道尉下當用者。(里耶秦簡⑨26)

⑫ 共令：306～307簡注③參照。

【解説】

318 簡は下端を欠き、319 簡に接続するか否かは、確かに両者に「歸」字が見えるものの、判断できない。318 簡背面には劃線があるが、これも319 簡には接続しない。一方、319 簡と320 簡の劃線は接続する位置にある。319 簡の下部には空白があるので、條文がここで終わった後、表題簡（320 簡）がそれに續いたものとして譯出した。

318 簡は、歸郷した官吏が病氣その他の理由で官署に戻れず、そのまま罷免された場合の、當該官吏の使用人に關する規定のようだが、詳細は分からない。長期の療養が必要になった場合、官吏が一旦罷免されたことは、

一歳病不視事盈三月以上者、皆免。（嶽麓〔伍〕276）  
などからうかがえる。

319 簡は、何らかの任務や用件が終了した後、それに従事していた者が歸郷する際の手續きについて述べているらしい。この簡が318 簡と繋がるなら、この場合の歸郷者は官吏の舍人や僕・庸と推測されるが、兩簡の接続がはつきりしない以上、この點も不明とせざるを得ない。

《三三二一〜三三三三》

如下邽<sup>①</sup>廟者輒壞<sup>②</sup>、更爲廟便地<sup>③</sup>潔清<sup>④</sup>所。弗更而祠焉、皆棄市。  
各謹明告縣道令丞及吏主

更、五日壹行廟<sup>⑤</sup>、令史旬壹行<sup>⑥</sup>、令若丞月行廟<sup>⑦</sup>□□□□<sup>⑧</sup> □<sup>⑨</sup>  
□相議<sup>⑩</sup>。 □

323 (0549)

322 (147)

321 (0624)

【譯】

…下邽の廟のごとき者…、そのつど壞し、改めて廟を都合のよい土地の清潔な場所につくる。改築しないで祭祀を行えば、いずれも棄市とする。それぞれ嚴正に縣道の令・丞および擔當官吏…にはつきりと通達し…

更、五日に一回廟を見まわり、令史は十日に一回見まわり、令もしくは丞が月ごとに廟を見まわり…  
…相の議のとおりにする。

【注】

①下邽…内史所屬の縣。地理志では京兆尹所屬。

下邽。「應劭曰、秦武公伐邽戎、置有上邽、故加下。師古曰、邽

音圭、取邽戎之人而來爲此縣。」〔漢書〕地理志）

西亦有數十祠。於湖有周天子祠。於下邽有天神。豐・鎬有昭明・

天子辟池。於杜・亳有五杜主之祠・壽星祠。而雍・昔廟祠亦有杜

主。杜主、故周之右將軍、其在秦中最小鬼之神者也。各以歲時奉

祠。（漢書）郊祀志）

②輒壞…そのたびに壞す。祭祀のたびに古い建物を壞し、新たに建てる。

先是十餘歲、河決、灌梁・楚地、固已數困、而緣河之郡隄塞河、輒壞決、費不可勝計。（漢書）食貨志）

③便地…都合のよい場所。

趙已先據便地爲壁。（史記）淮陰侯列傳）

地險陝不可置郵者、得進退就便處。（二年律令266〜267）

④ 潔清・清潔な。

常衣敝補衣湖袴、期爲不潔清、以是得幸。〔史記〕周文列傳

□ 詔、泰宰・祠祀・泰祝歛（飲）酌、大祠殿（也）、其謹齋戒繫

〔槩（沐）〕浴絜（潔）清、辨治之、加敬它時、及令（嶽麓〔陸〕105）

侍祠者齋戒、務以謹敬鮮絜約省爲故。褒尙考察不以爲意者、輒言、

如律令。（居延漢簡 E. P. F. 23: 124）

⑤ 行廟・廟を見回ること。

廿六年六月壬子、遷陵□、〔丞〕敦狐爲令史更行廟、詔。令史行□

失期。行廟者、必謹視中□各自署廟所質日。行先道旁曹始、以坐

次相屬。

十一月己未、令史慶行廟。

…（後略）…（里耶秦簡⑧ 138 + ⑧ 174 + ⑧ 522 + ⑧ 523）

會人有盜發孝文園瘞錢、丞相青翟朝、與湯約俱謝、至前、湯念獨

丞相以四時行園、當謝、湯無與也、不謝。〔史記〕酷吏列傳 張湯

⑥ 相議・整理小組は「丞相議」とするが、赤外線圖版だと上部が破

損しており、字跡は確認できない。「議」字の下は空白で、「…

相の議の如くせよ」「如くせん」で結ばれる上奏文ないしは詔

敕の末尾であろう。

王曰、去泰、著皇、采上古帝位號、號曰皇帝。他如議。〔史記

秦始皇本紀

● 丞相議、如南陽議、它有等比。（嶽麓〔伍〕301）

【解説】

321簡の上部に劃線が見え、これは320簡と繋がる位置にある。322・

323簡には劃線がない。整理小組が321簡の前に缺簡を想定しないのは、劃線が320簡と繋がるのが一つの根據なのだろうが、冒頭の「〜の如き者」という句が主語になる用例はない。

黔首有子而更取（娶）妻、以其子非不孝殿（也）、以其後妻故告殺・罾（遷）其子、有如此者、盡傳其所以告。（嶽麓〔陸〕185）

また「下邦の廟のごとき者」が條文の冒頭だとすれば、その後の「いづれも棄市」「それぞれ嚴正に…」の「皆」「各」が意味をなさない。祭祀施設のある複数の縣道や、複数の不正行爲について述べられたうえで、その内容が「下邦の廟のごとき者」に續いているはずであり、従って321簡は條文の冒頭ではないと判断した。

また整理小組は、321簡と322簡が直接繋がると見ているようだが、官職名の羅列の中で「吏主」が現れれば、「吏主（〜）者」となるのが通例である。廟に關連する規定を構成する簡であることは間違いないが、ひとまず下部に空欄が現れる323簡までをひとまとめにして譯出したが、簡の接續・前後關係は確としない。

321簡はまず、廟の改築について規定する。そのつど、壞して改築するというのは、注②に述べたように、新しい祭祀のために新しい廟を毎回用意することと解釋した。ただし、こうした祭祀の方式は他の史料に類例が見当たらず、321簡に先行する簡が缺けていることも相俟って、いくぶん不確かな部分が残る。一方、322簡は廟の見まわりについて規定した條文であろう。注⑤に引いたとおり、里耶秦簡には令史がほぼ十日ごとに「行廟」を行ったという記録が見え、この規定が實際に守られていたことを傍證する。

《三二四》

祠焉。廷當<sup>①</sup>、嘉等不敬祠、當棄市<sup>②</sup>。……不智它<sup>③</sup>。□□□□

324 (0467)

【譯】

…祭祀を行う。廷尉による刑の引き當てでは、嘉らは謹んで祭祀を行わず、棄市に相當する。…その他のことは知らず、…

【注】

①廷當・「當」は罪に對して刑罰を引き當てること。廷尉による引き當てが「廷當」なのであろう。

●今廷史申繇（徭）使而後來、非廷尉當。議曰、當非是。（奏讞書 189 案例<sup>②</sup>）

廷尉奏當、一人犯蹕、當罰金「素隱、案、崔浩云、當謂處其罪也」。…釋之曰、法者天子所與天下公共也。今法如此而更重之、是法不信於民也。且方其時、上使立誅之則已。今既下廷尉、廷尉天下之平也、一傾而天下用法皆爲輕重、民安所措其手足。唯陛下察之。良久、上曰、廷尉當是也。（史記）張釋之列傳）

②棄市・整理小組は釋讀しないが、刑罰名が來るべき部分であり、「棄」字は判然としないが、「市」字は左側が確かに認められる。

③不智它曰・彩色圖版により釋讀した。

●卿（鄉）唐・佐更曰、沛免媿爲庶人、卽書戶籍曰、免妾。沛後妻媿、不告唐・更。今籍爲免妾。不智（知）它。（嶽麓〔參〕 126）

【解説】

前條に引き續き、祭祀に關連する條文であるが、先行・後續の簡、および簡の下半を抜き、内容は不明。背面にも劃線等は認められない。わずかに残る文章からは、祭祀における何らかの不法行爲に對し、廷尉が量刑を提案し、皇帝に上奏するくだりかと推測される。こうした上奏がその一部を構成する、詔敕の殘片であろう。

附記

・本研究班（秦代出土文字史料の研究）班（二〇二〇年度）、および「秦漢法制史料の研究」班（二〇二一年度）の班員は以下の通り。そのうち本譯注稿冒頭に列擧したのは、今回の譯注稿の原稿作成者である。

太田麻衣子（國士館大學・准教授）・郭聰敏（立命館大學・博士課程）・金秉駿（韓國・ソウル大學・教授）・古勝隆一（人文研・教授）・佐藤達郎（關西學院大學・教授）・齋藤賢（京都大學・博士課程）・章瀟逸（京都大學・博士課程）・角谷常子（奈良大學・教授）・曹天江（人文研・外國人研究生／中國・清華大學・博士課程）・鷹取祐司（立命館大學・教授）・陳捷（人文研・技術補佐員）・陳鳴（人文研・外國人共同研究者／中國・華南農業大學・講師）・土口史記（岡山大學・准教授）・西眞輝（京都大學・博士課程）・野原將揮（人文研・准教授）・畑野吉則（奈良文化財研究所・アソシエイトフェロー）・藤井律之（人文研・助教）・宗周太郎（京都大學・博士課程）・目黒杏子（京都府立大學・非常勤講師）・安永知晃（關西學院大學・研究科研究員）・楊長玉（中國・雲南民族大學・講師）・李磊（人文研・招へい外國人學者／中國・華東師範大學・教授）・林怡冰（京都大學・博士課程）・宮宅潔（人文研・教授）

・本譯注は日本學術振興會科學研究費補助金（課題番號 19H01318）による成果の一部である。